

茨城県

避難行動要支援者対策推進のための指針

茨城県福祉部

【改正経緯】

- 平成 29 年 3 月 一部改正
※避難準備情報等の名称変更に基づく文言修正
- 令和 3 年 10 月 一部改正
※個別避難計画に関する記載の追加等
- 令和 5 年 3 月 一部改正
※避難所等における要配慮者の様態に応じたきめ細かな対応が
図られるよう、妊産婦、乳幼児、アレルギー疾患患者及び
性的マイノリティの方への必要とされる支援内容等を追加
- 令和 6 年 4 月 一部改正
※災害時に真に支援が必要な避難行動要支援者の把握及び
個別避難計画の作成を推進するために、避難行動要支援者
の範囲や優先度を踏まえた個別避難計画の作成に関する
内容等を追加

■ はじめに

平成 23 年の東日本大震災は、大津波と相まって東北・関東地方に想像を絶する被害をもたらしました。こうした中で、高齢者や障害者など、防災上何らかの配慮を要する災害時要援護者やその支援者が、多数犠牲となったことや、避難生活においても、避難所や福祉避難所が十分機能が果たせなかったことなど、多くの課題が浮き彫りとなり、地域が協力して災害時要援護者に対するきめ細かな支援を行うことの必要性を再認識させられました。

これらの教訓を踏まえ、国においては、平成 25 年 6 月に災害対策基本法を改正し、市町村における避難行動要支援者名簿作成を義務化し、名簿の利用・提供などの法制上の課題について整理したところです。

さらに、令和元年台風第 19 号や令和 2 年 7 月豪雨など近年発生した災害の教訓を踏まえ、国の中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループにおいて議論が行われました。そして、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されたほか、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定がなされたところです。

県においては、これら災害対策基本法の改正や内閣府の取組指針の改定を踏まえ、平成 27 年 3 月に策定した「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」の見直しを行い、個別避難計画に関する記載の追記などの改定を行いました。

また、避難所等における要配慮者の様態に応じたきめ細かな対応が図られるよう、妊産婦、乳幼児、アレルギー疾患患者及び性的マイノリティの方への必要とされる支援内容等を追加するとともに、今回においては、災害時に真に支援が必要な避難行動要支援者の把握や実効性のある個別避難計画の作成を推進するために、避難行動要支援者の範囲や優先度を踏まえた個別避難計画の作成に関する内容等を追加しました。

本書は、市町村における取組みを支援する一助となるよう、茨城県としての指針を示したものであり、市町村における要配慮者支援のための日頃の備えと災害発生時のあり方を明確にし、災害時の迅速かつ的確な取組みに資することを目的としております。

市町村におかれましては、災害対策基本法や国が示した取組指針等を踏まえるとともに、本書を活用しながら、「互いに助け合い支え合う地域づくり」を目指し、地域防災計画及び全体計画の改定、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の作成等、避難行動要支援者対策として求められる取組みを一層推進されるようお願いいたします。

令和 6 年 3 月 茨城県福祉部

目 次

はじめに	1
目 次	2
第 1 編 災害に備えた事前準備	
第 1 章 要配慮者・避難行動要支援者とは	4
第 2 章 支援の対象とする避難行動要支援者	5
第 3 章 地域防災計画	7
第 4 章 要配慮者の把握	
1 要配慮者の把握方式	14
2 避難行動要支援者名簿の作成等	15
3 個人情報の保護	19
4 個人番号（マイナンバー）を活用した避難行動要支援者名簿等の作成・更新	20
第 5 章 避難支援体制の整備	
1 庁内組織体制	24
2 地域における避難支援等関係者	25
3 個別避難計画の作成等	28
4 避難行動要支援者自らの日頃の備え	42
5 要配慮者の特徴と必要とされる支援	43
第 6 章 情報伝達体制の整備	
1 情報伝達体制を整備する際の留意事項	49
2 情報伝達手段の整備	49
第 7 章 福祉避難所における支援	
1 福祉避難所の指定（協定の締結）	51
2 福祉避難所の整備	54
3 福祉避難所の周知	55
4 食料や生活用品等の備蓄	55

第8章 防災意識の普及啓発及び訓練

1 防災意識の普及啓発	56
2 防災訓練の実施	56
3 外出時等に備えた「あんしんカード」の作成等	57

第2編 災害発生時の対応

第1章 災害情報の伝達と安否確認

1 災害情報の収集と伝達	58
2 安否確認と避難支援	58

第2章 避難所における活動

1 要配慮者に配慮した避難所の設置	63
2 要配慮者に配慮した物資の供給	64
3 生命に関わる持病等を有した要配慮者への対応	65
4 災害関連死等の防止	65
5 情報やサービスの提供	66
6 応急仮設住宅への入居	67
7 在宅避難及び広域一時滞在（広域避難）への対応	67

第3編 資料編

資料1 避難行動要支援者対策に係る国の通知経緯について	70
資料2 災害救助に必要な物資の調達に関する協定(例)	76
資料3 福祉避難所の設置運営に関する協定(例)	79
資料4 災害時における助産師による支援活動に関する協定(例)	82
資料5 誓約書(例)	84
資料6 避難行動要支援者名簿様式(例)	85
資料7 同意を得るための様式(例)	86
資料8 個別避難計画様式(例)	87
資料9 個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式(例)	90
資料10 あんしんカード様式(例)	91
資料11 近年の災害救助法適用災害	92

第1編 災害に備えた事前準備

第1章 要配慮者・避難行動要支援者とは

これまで、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者について、「災害時要援護者」の用語が広く定着していたが、平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）が改正され、次のとおり定義された。

○「要配慮者」

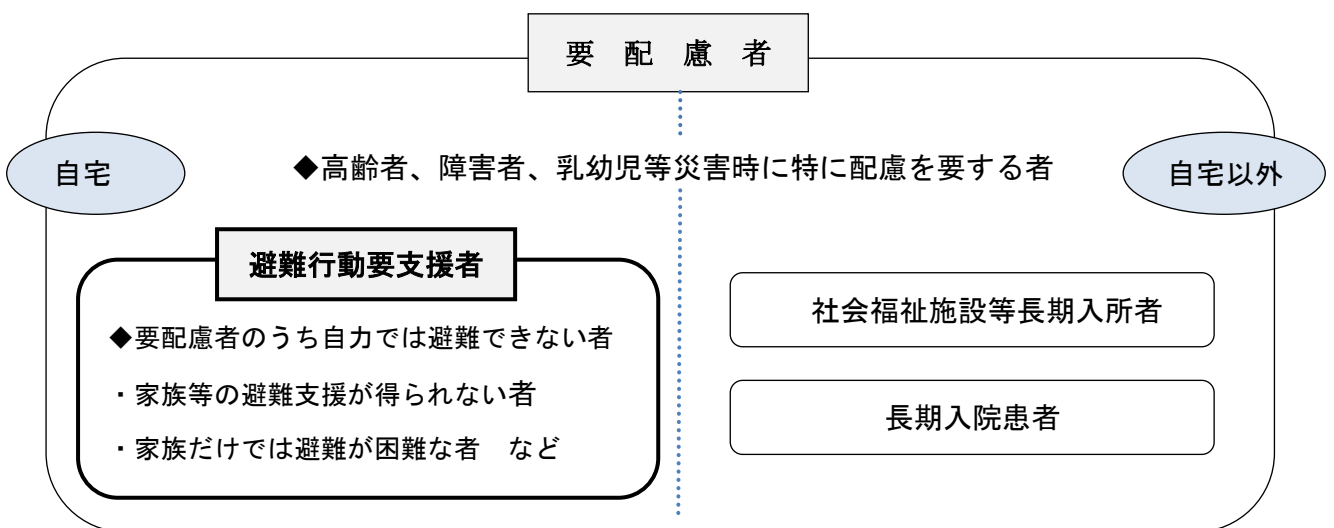
→高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災対法第8条第2項第15号）

○「避難行動要支援者」

→要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災対法第49条の10第1項）

よって、本指針においても「要配慮者」「避難行動要支援者」の用語を用いることとする。

【要配慮者と避難行動要支援者の関係】



第2章 支援の対象とする避難行動要支援者

国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）」では、避難行動要支援者名簿の作成等に当たっての留意すべき事項として、市町村の関係部局で把握している要配慮者情報の集約及び都道府県からの情報の取得などの要配慮者の把握を行ったうえで、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（＝避難行動要支援者）の範囲について、まず要件を設定する必要があるとしている。

そして、高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無の判断については、

- ① 計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

に着目して判断することが想定されるが、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において、真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けることや、形式的に要件を設定した場合、優先的支援が必要と認められる者が支援対象から漏れる場合も考慮し、形式要件から漏れた者が自ら名簿への掲載を求めることができるような仕組みも必要であるとしている。

※なお、取組指針においては、「避難行動要支援者」の定義の具体例及び留意事項として次のとおり示されている。

【自ら避難することが困難な者についてのA市の例】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ③ 重度以上と判定された知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の者
- ⑦ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

【留意事項】

○円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものかについては、同居家族の有

無なども要件の一つになり得るものであること。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケース、医療機器の装着等により、同居家族だけでは避難が困難など、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではないこと。同様に、保護者と同居する障害児であっても、「保護者と同居していること」等の要件のみで避難行動要支援者名簿への掲載がされないことがないよう留意すること。

第3章 地域防災計画

災対法に規定された「避難行動要支援者名簿」の作成等の避難支援対策を進めていくにあたり、市町村においては、まず、当該地域の災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定める必要がある。

災対法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置づけ、策定することとなる。

全体計画・地域防災計画の策定から、避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成までの手順及び「全体計画・地域防災計画に定める事項」について、取組指針では次のように示されている。

避難行動要支援者名簿の主な手順、活用

1 避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等

個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、避難行動要支援者の名簿の作成・活用方針等を整理する。そのうち、重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討する。



【平時における避難行動要支援者名簿の作成・活用】

2-1 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。



2-2 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。



2-3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新する。



2-4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、または、平常時から名簿情報を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。



■ 個別避難計画の作成

関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。



【発災時における避難行動要支援者名簿の活用】

3-1 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮する。



3-2 避難行動要支援者の避難支援

発災又は発災のおそれが生じた場合は、2-4における同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供する。

- 2-4において名簿情報の提供されている避難行動要支援者については、避難支援等関係者が中心となって名簿情報等に基づき、避難行動の支援を実施。
- 2-4において名簿情報の提供されていない避難行動要支援者であっても、避難行動の支援を実施。



3-3 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（2-4において名簿提供に不同意であった者を含む）も含め、安否確認を行う。



3-4 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

地域防災計画又は避難行動要支援者名簿の作成・活用方針等に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや他の避難所等への移送を行う。

避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項

地域防災計画において定める必須事項

- 避難支援等関係者となる者（災対法第 49 の 11②）
- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（災対法第 49 の 10①）
- 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法（災対法第 49 の 10①）
- 名簿の更新に関する事項（災対法第 49 の 10①）
- 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置（災対法第 49 の 12）
- 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（災対法第 56 条）
- 避難支援等関係者の安全確保（災対法第 50②）

条例の定めを検討すべき事項

- 名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置（災対法第 49 条の 11 第 2 項）
 - 個人番号の独自利用を行う事務（番号利用法第 9 条第 2 項）
 - 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携（番号利用法第 9 条第 2 項）
 - 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携（番号利用法第 9 条第 2 項）
 - 同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受（番号利用法第 19 条第 10 号）
- ※番号利用法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

<例>

- ・名簿の活用方法（避難支援、安否確認、発災後の生活支援等）
- ・個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
- ・マイナンバーを活用する方針
- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ・避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- ・支援体制の確保（避難行動要支援者 1 人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ・避難行動要支援者の避難場所
- ・避難場所までの避難路の整備
- ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- ・避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

※ もとより、災対法は、避難行動要支援者名簿の作成等に当たって地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

※ 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成・活用方針等をまとめて作成することも考えられる。

個別避難計画の主な手順、活用

1 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等

個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、個別避難計画の作成・活用方針等を整理する。そのうち、重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討する。



【平時における個別避難計画の作成・活用】

2-1 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、市町村等の関係部署で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約する。



2-2 個別避難計画の作成

- 地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。作成においては、市町村が主体的となり、関係者と連携して行う。
- 令和3年災対法の改正を踏まえて、優先度が高い避難行動要支援者について、地域の実情を踏まえながら、施行後からおおむね5年程度で作成に取り組む。
- 【市町村支援による個別避難計画】と並行して、【本人・地域記入の個別避難計画】について作成の方法例を本人や地域に示し、取組を促す。



2-3 個別避難計画の更新

避難支援に必要となる情報を適宜変更する。



2-4 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

個別避難計画情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から個別避難計画情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織、地域の支え合いのネットワーク等の避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。



【発災時における個別避難計画の活用】

3-1 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう情報伝達について配慮する。



3-2 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等実施者は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、作成した個別避難計画に基づき、自らの安全確保に配慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

発災又は発災のおそれが生じた場合は、2-4における同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を避難支援等関係者等に提供し、個別避難計画等に基づき避難支援等を実施する。



3-3 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

地域防災計画又は個別避難計画の作成・活用方針等に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや他の避難所等への移送を行う。

個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項

地域防災計画において定める必須事項

- 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- 避難支援等関係者となる者（災対法第49条の15②）
- 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法（災対法第49条の14①）
- 個別避難計画の更新に関する事項
- 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置（災対法第49条の16）
- 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（災対法第56条②）
- 避難支援等関係者の安全確保（災対法第50条②）

条例の定めを検討すべき事項

- 名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置（災対法第49条の11第2項）
- 個人番号の独自利用を行う事務（番号利用法第9条第2項）
- 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携（番号利用法第9条第2項）
- 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携（番号利用法第9条第2項）
- 同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受（番号利用法第19条第10号）

<例>

- ・ 個別避難計画の活用方法（避難支援、安否確認、発災後の生活支援等）
- ・ 個人情報の取扱いの方針や外部提供に係る条例整備（同意を得る取り組み等）
- ・ マイナンバーを活用する方針
- ・ 個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- ・ 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- ・ 支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- ・ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- ・ あらかじめ避難支援等関係者に個別避難計画を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ・ 個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮
- ・ 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ・ 避難行動要支援者の避難場所
- ・ 避難場所までの避難路の整備
- ・ 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- ・ 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

※ もとより、災対法は、個別避難計画の作成等にあたり、地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

※ 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成・活用方針等をまとめて作成することも考えられる。

第4章 要配慮者の把握

1 要配慮者の把握方式

(1) 市町村内部での情報の集約

市町村においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するように努める必要がある。

災対法においては、個人情報保護法との関係について、「市町村長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者に関する情報を、内部で利用することができる」旨を明記（災対法第49条の10第3項）しており、名簿作成に当たっては、これまでの「手上げ方式※」や「同意方式※」によらず、情報の集約が可能となっている。

※手上げ方式

→要援護者制度について周知した上で、自ら、要援護者名簿への登録や災害時の避難支援を希望する者について、個別避難計画を作成する方式

※同意方式

→関係者が要援護者に直接働きかけ、本人の同意を得て、必要な情報を把握する方式

【市町村の関係部局で把握する要配慮者関係情報（例）】

担当部門	情報	対象者
住民登録担当	住民基本台帳	高齢者・乳幼児・外国人
福祉担当	要介護認定台帳等 身体障害者手帳交付台帳等 療育手帳交付台帳等 精神障害者保健福祉手帳	要介護高齢者 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
保健担当	母子健康手帳交付台帳	妊産婦

(2) 県等からの情報の取得

市町村は、難病患者に係る情報等、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のために必要があると認められるときは、県に情報提供を求めることができる。（災対法第49条の10第4項、災対法第49条の14第5項）

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面をもって明確にしておく必要がある。

情報提供を受けた市町村は、当該情報を避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のためにのみ使用する。

【県からの情報等】

担当部門	情報内容等	対象者
疾病対策課 (各保健所)	小児慢性特定疾病重症患者名簿等	子どもの難病患者
	指定難病特定医療費受給者の在宅難病患者避難行動要支援者名簿等	指定難病特定医療費受給者

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿

災対法においては、避難行動要支援者名簿の作成が市町村長に義務づけられており、併せて、避難行動要支援者名簿に記載すべき事項として、次のとおり規定されている。

災対法

<p>(避難行動要支援者名簿の作成) 第 49 条の 10 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名 二 生年月日 三 性別 四 住所又は居所 五 電話番号その他の連絡先 六 避難支援等を必要とする事由 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿を作成するにあたっては、真に支援が必要な者を記載することが必要である。例えば、年齢のみを要件として名簿に掲載した場合、自ら避難できる者も含まれてしまうことから、訪問調査等により名簿掲載の適否を精査し、避難に支援が必要な者は名簿から外す等の対応を行うことが適当である。

(2) 避難行動要支援者名簿と災害時要援護者名簿の関係

災対法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務化される平成 26 年 4 月以前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿を作成していた市町村につ

いては、当該名簿の内容が災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を法第 49 条の 10 に基づくものとして地域防災計画に位置付ければ、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。

(平成 25 年 6 月 21 日付け国通知「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について (以下「国通知」という。IV5(6)参照)。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ、地域の社会福祉協議会や医師会、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要がある。(災対法 49 条の 11 第 2 項)

災対法第 49 条の 11 第 2 項に規定する条例に特別の定めがない場合、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけを行い、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。

その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、福祉事業者、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、福祉専門職等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。また、福祉専門職、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することが同意につながる可能性があることに留意すべきである。

また、本来業務の機会を捉えるなどして、福祉専門職等の協力を得て、福祉専門職等とともに避難行動要支援者に自宅の災害リスク等について、ハザードマップ等を通じて確認していただくことや、避難支援の必要性に関する啓発活動などを通じて、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。

避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切である。(第 3 編資料 6 参照)

さらに、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えないものとされている。(国通知IV5(3)②ウ参照)

同意を得る際には、避難支援を実施する際に、避難を支援する者が敷地内、住居・居所内に避難支援等を実施する限度内で立ち入る可能性があることについても説明し、了解を得ることが丁寧である。

災対法

(名簿情報の利用及び提供)

第 49 条の 11

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

■ 避難支援等関係者（名簿共有先）の例

< 共有機関（災対法例示機関）>

消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織

< 共有を検討すべき機関 >

自治会、町内会、障害者相談員、福祉関係団体

■ 参考 条例に特別の定めがある場合

より積極的に避難支援をする観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部提供できる旨を市町村が災対策等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しない。（国通知IV5(3)②エ参照）

(4) 名簿情報の提供の在り方

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。このため、避難行動要支援者名簿の更新を行った場合には、避難支援等関係者に、災対法第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき更新された名簿情報を提供すること。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。

(5) 管理と更新

災害規模等によっては市町村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や都道府県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこと。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこと。

市町村において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者の個人情報保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であること。そのため、市町村においては避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底することが求められる。(国通知IV 5 (4) ②)

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであることから、市町村はこうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

<仕組みの例>

①新たに当該市町村に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定、障害児通所支援等の給付決定等を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

②転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

③社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載等するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意すること。

また、名簿を活用した避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携

することが有効である

更新を適切に行うため、負担軽減及び効率化を図るための視点は重要であり、この一環としてデジタルの活用が可能となるよう、災対法の令和3年改正において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や更新に関する事務にマイナンバーの利用を可能としたところであり、各市町村においても活用されたい。

(6) 避難行動要支援者マップ

避難行動要支援者の適切かつ迅速な安否確認や避難支援を行うためには、あらかじめ同意が得られた避難行動要支援者について氏名、所在、連絡先、その他避難支援に必要な情報等を記載した「避難行動要支援者マップ」を作成することが有効である。

また、避難行動要支援者マップを作成する場面は、民生委員・児童委員と市町村社会福祉協議会、自主防災組織、自治会・町内会、近隣等がお互いを意識し、協力関係を結ぶ機会となる。

3 個人情報保護

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

こうした考えから、災対法においては、名簿情報の取扱いについて、名簿情報の受領者個人に対する守秘義務と両輪をなすものとして、市町村長に対しては、名簿情報の漏洩防止のために必要な措置を講じることを名簿情報の提供先に求めるなど、個人の権利保護に必要な措置を講じることを求めている。

市町村においては、取組指針の「市町村が講ずる措置例」も参考の上、名簿情報に係る個人情報保護の徹底を図る必要がある。

災対法

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第 49 条の 12 市町村長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第 49 条の 13 第 49 条の 11 第 2 項若しくは第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

■参考 《市町村が講ずる措置例》（取組指針より）

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- ・ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- ・ 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明すること
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・ 名簿情報の取扱状況の報告を求めること
- ・ 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用后に名簿情報の廃棄・返却等を求めること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

4 個人番号（マイナンバー）を活用した避難行動要支援者名簿等の作成・更新

名簿に記載する情報は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先に加え、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項とされており、「避難支援等を必要とする事由」のうち、

- ・視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度
- ・要介護区分

などの情報については、市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって、マイナンバーに紐づけられた情報であるケースが多いことから、このような既に名簿に掲載され、対象となる個人が特定された避難行動要支援者の情報の更新にあたり、マイナンバーを活用することにより、市町村の事務の負担軽減及び効率化につながる事となる。

また、個別避難計画の記載事項は、名簿の記載事項に加え、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項等としており、個別避難計画の作成・更新にあたっては、名簿の更新と同様の理由で、マイナンバーの活用が有効である。

加えて、マイナンバーの活用により、名簿や個別避難計画への記載等した事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとっても、迅速に避難支援等の提供を受けることが可能となる。

上記を踏まえ、今般、番号利用法の別表第一（個人番号を利用可能な事務を定めたもの）及び同第二（複数機関間における情報連携の対象とする事務・情報を定めたもの）を改正し、上記の障害の種類及びその程度、要介護区分等の情報をマイナンバーに紐づく情報として活用できることとした。

なお、名簿及び個別避難計画に個人番号を含んだ名簿情報及び個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第 19 条各号に該当する場合であるが、個人番号を含まない名簿情報及び個別避難計画情報は外部提供できることに留意が必要である。これは、紙媒体・電子媒体を問わない。（令和 3 年 5 月 10 日付け国通知「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」（以下「令和 3 年通知」という。）令和 3 年通知第四 3）

番号利用法第 9 条第 1 項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成及び更新することができる。また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び更新に当たって、番号利用法第 19 条第 7 号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して都道府県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

災対法第 49 条の 10 において、避難行動要支援者名簿に記載等する情報として、「避難支援等を必要とする事由」が規定されており、これは、具体的には、避難行動要支援者の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度や、要介護区分などの避難能力等に関する情報を指す。市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって個人番号に紐づけられた情報であるケースが多いことから、これらの情報について情報提供ネットワークシステム等を利用した情報連携により取得することで市町村が迅速かつ確実な名簿の作成及び更新を行うことが可能となり、自治体業務の効率化、事務負

担の軽減につながる。また、避難行動要支援者名簿への記載等された事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとって、より実効性のある避難支援等の提供を受けることが可能となる。

マイナンバー利用事務の処理のための庁内連携に係る条例を制定することで、マイナンバーを利用して、市町村内で保有する番号利用法別表第二の56の2の項中第四欄に規定された情報を入手して、避難行動要支援者名簿を作成することができる。

番号利用法第9条第2項による庁内連携の条例化に当たっては、庁内連携する特定個人情報、番号利用法別表第二の第四欄に掲げるものである場合には、包括的な規定を設けることにより当該特定個人情報の庁内連携が可能となる。

(参考) 庁内連携に係る包括的な条例の例

(個人番号の利用) 第〇条

市町村長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成にあたり、同一地方公共団体の他の機関が保有する特定個人情報を利用する場合は、当該他の機関にとっては「特定個人情報の提供」に当たるため、番号利用法第19条第10号に基づく条例の制定が必要である。

- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成に当たり、同一市町村内の他の部署（首長部局内）が保有する特定個人情報を利用するためには、番号利用法第9条第2項の規定に基づく庁内連携の条例が必要となるが、同一市町村内の他の機関（教育委員会等）が保有する特定個人情報を利用する場合は、異なる機関間での「特定個人情報の提供」に当たるので、番号利用法第19条第10号に基づく条例の規定が必要となる。
- ・同一市町村内における特定個人情報の授受であっても、マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関と連携する場合は、番号利用法上、「特定個人情報の提供」に該当することに注意する必要がある。

(参考) 同一地方公共団体の他の機関から特定個人情報を入手するための条例の例

(特定個人情報の提供)

第〇条 法第 19 条第 10 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第△の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(別表第△ (第〇条関係))

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市町村長	災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) による避難 行動要支援者名簿 の作成に関する事 務であって規則で 定めるもの	教育委員会	▼▼法による▼▼ に要する費用につ いての▼▼に関す る情報であって規 則で定めるもの

第5章 避難支援体制の整備

1 庁内組織体制

市町村においては、地域防災計画を所管する防災関係部局及び要配慮者と日頃から接する機会が多い福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等で横断的な組織となる避難行動要支援者連絡会議（仮称）等を設置し、要配慮者支援の方針や実施に当たっての役割分担を検討し、決定しておく必要がある。

平常時における業務としては、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、避難支援等関係者への情報提供、福祉避難所の指定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の実施等であり、災害時における業務は、避難情報等の伝達、安否確認、避難誘導、避難所における要配慮者のケア等である。

■ 組織体制の例



① 避難行動要支援者支援担当

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成・管理・更新
- ・ 災害情報伝達機器の整備
- ・ 災害情報伝達体制の整備

② 個別避難計画作成担当

- ・ 要配慮者情報の把握
- ・ 個別避難計画の作成
- ・ 個別避難計画携帯用カード「あんしんカード」の作成

- ・ 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者との共有
- ・ 避難行動要支援者情報等の更新や管理

③ 福祉避難所整備担当

- ・ 福祉避難所の指定
- ・ 福祉避難所の整備
- ・ 福祉サービス提供スタッフの確保
- ・ 要配慮者に配慮した備蓄物資の確保
- ・ 避難所における情報伝達体制の整備

④ 人材育成・啓発・訓練担当

- ・ 避難行動要支援者支援活動を担う人材の育成
- ・ 避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発
- ・ 避難行動要支援者対策の周知
- ・ 避難行動要支援者を支援するための防災学習会の開催
- ・ 避難行動要支援者参加型の防災訓練の実施
- ・ 避難行動要支援者用避難マニュアルの作成

2 地域における避難支援等関係者

東日本大震災の事例に見るように、災害が大規模なものであるほど、消防機関、警察、行政等だけでは、被災者の救護救援は困難であり、災害の規模や種類に応じた救援救護の体制を整備しておくことが重要である。

避難行動要支援者に対する防災体制の構築や災害時の救援体制については、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会・町内会、障害者相談員、ボランティア、福祉関係団体等避難支援等関係者の活動によるところが非常に大きい。

災害時には、行政や避難支援等関係者が連携して、安否確認や避難支援を行なうことになるため、市町村はこれらの組織と密接な連携を図りながら、避難行動要支援者の支援体制の整備を図る必要がある。あわせて、民生委員・児童委員と自主防災組織など避難支援等関係者同士の連携の強化を図ることも重要である。

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、日頃から高齢者や障害者等に対する訪問活動や相談援助を行っており、避難行動要支援者からの信頼も厚い。東日本大震災においては、安否確認において中心的な役割を果たした。個別避難計画の作成においても中心的な役割を果たすことが期待される。

<課題>

高齢な民生委員・児童委員が多い地域もあることから、避難支援に当たっては、自主防災組織、自治会・町内会、近隣等との連携を図る必要がある。さらに、日頃から地域での見守り活動や要配慮者への支援について話し合うことが重要である。

②自治会・自主防災組織

大規模災害時には、消防機関、警察、行政等に救援救護依頼が集中し、迅速な対応が困難なことも予測される。自治会や自主防災組織は、このような場合に備えて住民が地域ごとに団結し、組織的に活動するために結成しているものであるため、避難支援に当たっては、重要な役割を果たすことになる。

<課題>

自主防災組織の活動カバー率が低い地域もあることから、市町村は、活動カバー率の向上に努め、災害時に迅速な活動を行えるよう、避難活動技術の向上や避難救護用資材等の整備を支援する必要がある。

③地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の様々な課題に対応する地域拠点として位置付けられ、要配慮者情報を把握している機関であるため、災害時には、必要な支援を行うネットワーク形成の中核として役割が期待される。

<課題>

地域包括支援センターの設置主体である市町村は、災害時の地域包括支援センターの果たすべき役割を明確に位置づけるとともに、地域の福祉資源と行政の連携を円滑に行なえるよう、緊急連絡体制等を整備するなど、日頃から災害時のネットワーク形成に努める必要がある。

④市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、日頃からその業務を通じて、要配慮者情報を把握しているため、災害時には、安否確認や避難支援活動の中核的役割が期待される。

また、市町村社会福祉協議会に地域ケアシステムの運営を委託している市町村が多いことから、災害時には、必要な福祉サービスや情報の提供などを行うことが期待される。

<課題>

災害時には、福祉ニーズの把握やボランティアの派遣など、要配慮者対策において様々な役割を果たすことから、市町村との役割分担を明確にするとともに、防災訓練の共催など、連携を図る必要がある。

⑤福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）

介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせた行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

<課題>

個別避難計画を連携して作成する関係者として、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者の名簿情報等を事前の提供を促進する必要がある。また、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる可能性があることに留意すべきである。

⑥福祉関係団体等

福祉関係団体等は、高齢分野や障害分野などの領域ごとに組織していることが多く、専門性が高いことが特徴である。東日本大震災においては、視覚障害者や聴覚障害者の団体で、県や市町村と連携して安否確認や支援ニーズの把握、手話通訳者の派遣などを行った。また、訪問看護ステーションの中には、自宅での人工呼吸器が使用不能になった患者に対して、看護師が付き添い病院へ搬送したところがあった。

<課題>

災害時には、保健師、介護従事者の派遣や福祉避難所の設置が必要とされる場合があることから、市町村は、事前に福祉関係団体等と協定を締結し、災害時に必要な支援を得られるようにしておく必要がある。

また、災害規模に応じて、必要となる業務量と人員を精査したうえで協定を締結するなど、派遣要請をする場合に混乱を招かないよう留意すべきである。

⑦ボランティア・NPO

市町村は、市町村社会福祉協議会の協力を得て、各種ボランティア・NPO等の人材確保及び養成に努めることが必要である。

そのためには、各種の資格や知識を有するボランティアや専門家に呼びかけて事前に登録してもらっておく必要がある。

<課題>

避難行動要支援者支援への協力を求めるに当たっては、個人情報の提供は最低限のものとするよう留意すべきである。

また、災害時の円滑なボランティア受入れの体制を整備しておく必要がある。

⑧生活支援員

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）における生活支援員は、契約を締結した認知症高齢者や精神障害者等に対し、日頃から支援サービスを提供しており、避難支援者としての役割が期待できる。

<課題>

契約に基づき支援サービスを提供しているため、契約としての業務と避難支援者としての役割を明確に区分する必要がある。

3 個別避難計画の作成等

個別避難計画の作成目的は「避難行動要支援者について避難支援等を実施する」ことである。ここでいう「避難支援等」とは、災対法第49条の10に規定されるように「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」である。これまでは、災害が発生した場合には、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、その結果に基づき的確な救出活動を、名簿を用いることで行ってきた例が多かったが、今後は、個別避難計画を用いることにより、あらかじめ決めた避難支援等実施者が避難先への避難の支援を行うなど、避難の実効性を高めていくことが重要となる。

(1) 個別避難計画の作成に係る方針・体制

個別避難計画の作成においては、当事者である避難行動要支援者が、家族及び関係者とともに計画作成のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要である。

個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。なお、作成の実務として、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられる。その場合であっても、市町村は個別避難計画の作成主体として、適切に役割を果たすことが必要である。

個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地

域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等がある。

このように、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるために重要であり、そのための仕組みとして、会議体や枠組みを組織横断的かつ庁外関係者にも開かれたものとして整備することが有効であることに留意すること。

個別避難計画の作成に必要な情報のうち、市町村が保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報は、個別避難計画の作成に必要な限度で、内部で利用することが可能であり、また、県が保有するものについては、市町村長が必要と認めるときは、県知事に対して、情報の提供を求めることができる。このような情報については、名簿情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合には、市町村が個別避難計画の様式にあらかじめ当該避難行動要支援者に係る情報を記載した上で避難行動要支援者本人に示し、本人が確認し、個別避難計画の作成の同意を得た上で、必要に応じて訂正や追記等を行うことにより個別避難計画を作成することができる。この手順で作成した場合、避難行動要支援者の負担が軽減されることが期待できる。

【**災対法**】

(個別避難計画の作成)

第 49 条の 14

市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(2) 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。

- ・地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等）

※個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきである。

- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

※心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命にかかわる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。

- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

※家族が高齢者や障害者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。（令和3年通知第一Ⅱ1（2）①イ）

令和3年の災対法改正を踏まえて、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、災対法の施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされている。

（令和3年通知第一Ⅱ1（2）①イ）

優先度に関しては、本県においては風水害による被災が多く、洪水発生時、住民の逃げ遅れによる被害が顕著であることから、洪水ハザード内に居住する避難行動要支援者について優先的に個別避難計画の作成が必要である。

優先度を踏まえた個別避難計画の作成にあたっては、「災害リスク」、「避難支援の必要度」、「孤立度」などを考慮し、作成の優先度を区分けすることが望ましい。

また、優先度の高い対象（下表の優先度S、A）から、早急に個別避難計画作成の取組や避難支援の対応を進めていくことが必要である。

○個別避難計画作成対象及び避難支援対象の優先度

避難支援の必要度	災害リスク		
	高	中	低
高	優先度S	優先度A	優先度B
中	優先度A	優先度A	優先度B
低	優先度B	優先度B	優先度C

○優先度の要素と区分の例

【災害リスク】

区分	洪水（浸水深）	土砂災害
高	3.0m以上	特別警戒区域
中	0.5m～3.0m未満	警戒区域
低	0.5m未満	—

【避難支援の必要度】

区分	要介護認定	障害等級		
		身体	知的	精神
高	要介護3	1級	○A、A	1級
中	要介護2	2級	B	2級
低	要介護1以下	3級～6級	C	3級

※上記の分類は、あくまで目安であり、市町村において、人工呼吸器使用者や独居の高齢者など、優先すべき対象及びその優先度を柔軟に検討、判断すること。

優先度が高い者から個別避難計画の作成に取り組む一方で、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、①市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくりを進めることが適当である。

(3) 個別避難計画を作成することについての同意

災対法第 49 条の 14 第 1 項ただし書きの規定は、個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものである。同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。また、災対法第 49 条の 15 第 4 項に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要がある。同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながることに留意すべきである。(令和 3 年通知第一 II 1 (2) ①ア))

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者に個別避難計画の作成の仕方、記載事項等を説明する(郵送等で説明する場合を含む)。また、必要に応じて、避難行動要支援者に避難先や避難支援等実施者についての意向を確認する。こうした説明をしているため、個別避難計画を作成する同意を避難行動要支援者から得たときは、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個人情報(「避難支援等実施者」や「避難施設その他の避難場所」の施設管理者などの関係者に提供することができることとなる。

また、避難行動要支援者に個別避難計画の作成の同意を得ようとするときは、個別避難計画情報について、

- (イ) 平時には、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこと、

(ロ) 災害時には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報が同意なくとも提供されることを説明しなければならない。

(令和3年通知第一Ⅱ1(2)②)

合わせて、個別避難計画情報の提供を受けた者に対しては守秘義務を課しているところであり、個別避難計画情報を提供するときは、市町村長は、提供を受ける者に対して漏洩防止のための措置等の必要な措置を講ずるよう求めることなど当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者などの権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることを説明することが適当である。

(4) 個別避難計画の記載等事項

個別避難計画の作成が十分に進んでいない市町村等においては、特に必要な内容に絞って記載して作成することから始め、更新の機会等を活用して記載する内容の充実を図る方法も考えられる。(令和3年通知第一Ⅱ1(2)③)

避難行動要支援者のマイ・タイムライン(※)について、当事者や地域がすべき対応が時系列でまとめられることは有効であり、内容により個別避難計画の要件を満たしていれば個別避難計画として取扱う、あるいは、個別避難計画を補完するものとしてあわせて作成することも考えられる。

※マイ・タイムラインとは、住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

避難行動要支援者の「災害・避難カード」(※)について、避難行動のタイムラインを記したのものや、何か起きた時には、他の人に自分のこと(避難経路や避難時の支援者等の情報等)が伝わるようになっているものもある。個別避難計画を補完するものとして活用することも考えられる。

※災害・避難カードとは、各自が避難すべき場所、避難を支援してくれる人、避難のタイミングなどをあらかじめ認識しておくため、それらの情報をコンパクトにまとめたカード。

災対法

(個別避難計画の作成)

第49条の14

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 49 条の 10

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

災対法 49 条の 14 第 3 項第 1 号の「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」は、避難支援等実施者の特定に必要な基本的な情報として記載等を求めるものである。(令和 3 年通知第一 II 1 (2) ③)

記載等する目的は、平時における避難訓練等の情報提供や災害の発生時又は発生するおそれがある場合において、避難支援等実施者と確実に連絡がとれるようにしておき、避難情報等の情報伝達をする場合や、避難支援の実施状況を把握する場合、避難行動要支援者が避難支援を求める場合等に連絡するためである。

避難支援等実施者として組織や団体も記載等することができる。

なお、組織や団体を記載等した場合、当該組織や団体は、個別避難計画情報の提供を受けることとなるが、当該個別避難計画情報は、避難支援等の実施に必要な限度で提供されたものであり、当該組織又は団体内で実際の避難支援等に当たらない職員や構成員までも共有することは、必要な限度を逸脱する可能性があることに留意すること。

避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先は、災害時に避難支援等実施者と連絡がとれる程度の記載をすることで差し支えないが、必ず連絡が取れるものであること。また、住所又は居所については、避難支援等実施者が団体や組織である場合、「代表者の住所」や「消防屯所」のようなものを記載することも考えられる。

個別避難計画に記載される避難支援等実施者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有することになる

災対法 49 条の 14 第 3 項第 2 号の「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」は、避難場所と避難経路の記載を求めるものである。「避難施

設その他の避難場所」については、避難先として何らかの記載が必要となる。「避難路その他の避難経路に関する事項」については、地図を添付又は記載することが望ましいものの、必ずしも記載を求めるものではない。

特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、狭隘部、急勾配、段差等の留意事項や、これを踏まえた具体的な避難支援の方法について、市町村、避難行動要支援者、避難支援等実施者それぞれが、認識を共有し、避難支援等の実効性を確保するために記載を求める趣旨である。(令和3年通知第一Ⅱ1(2)③)

(5) 避難を支援する者の確保

避難支援者は、避難行動要支援者への災害情報の伝達、安否確認、避難支援等を実際に行う者をいい、災害時に、避難行動要支援者への支援を行うに当たって、最も重要な立場にある者である。

避難支援者の選定に当たっては、あらかじめ制度の仕組みや内容について広報や地域での説明会等を重ね、避難行動要支援者やその家族、避難支援者の理解を求めるようにする。

■ 避難支援者の選定方式の例

本人推薦方式	避難行動要支援者本人からの推薦により、日常生活において、介護や援助をしている者の中から選定する方式。
近隣者指名方式	自主防災組織等が主体となって、避難行動要支援者の近隣の者の中から、指名する方式。
近隣者募集方式	自主防災組織等が主体となって、避難行動要支援者の近隣の者の中から、募集して選定する方式。
有資格者選定方式	福祉関係団体等の協力を得て、専門的知識や技術を有する者（介護福祉士やホームヘルパー等）を選定する方式。
地域見守り方式	個別の避難支援者の選定が困難な場合は、区・組・班単位での見守りとし、当該組織の長が避難行動要支援者名簿等の台帳管理を行う。

市町村との事前の調整により、自主防災組織や自治会等の組織・団体や個人が避難支援等実施者の候補者となることを包括的に了解した場合には、個別避難計画の作成に当たり、あらかじめ様式に当該組織・団体、候補者を避難支援等実施者の候補者として記入して避難行動要支援者に提示する方法も考えられる。

また、市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合には、避難支援等実施者の候補者に避難支援等実施者になることを打診し、事前に了解を得た場合は、あらかじめ様式に避難支援等実施者の候補者を記入して提示する方法も考えられる。

避難を支援する者が支援を引受けやすくなるよう、避難を支援する者の負担感を軽減するための取組が必要である。

《想定される取組の例》

- ・優先度の高い要支援者については、まずは安否確認をする支援者を決めることで、作成を進める。
- ・個々の支援者の体力や状況等を踏まえ、複数人で役割分担し避難の支援を実施することも考えられる。
- ※複数人で役割分担をする場合、それぞれが、避難を促すための本人等への電話での連絡や安否確認、避難支援など一部支援を実施し、全体として適切な避難支援等とすることが考えられる。
- ※複数人で役割分担し避難の支援を実施することにより避難を支援する者の負担感の軽減が期待される。
- ※地域の社会資源を最大限に活用する、また、共助の力（高齢者や障害者等にも役割がある、果たすことができる。）を引き出すことにもつながる。
- ・地域における支援者の輪を広げる取組として、地域の避難訓練等を通じて、同じ地区内に住む避難行動要支援者の支援を近隣住民が経験してもらうことも大切である。
- ・避難行動要支援者が寝たきりの場合など、心身の状況により避難支援等に困難を来す場合については、あらかじめ近隣の介護施設等の福祉事業者による支援について調整しておくことも考えられる。

(6) 個別避難計画が作成されていない者への配慮

災対法

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第 49 条の 15

- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

災害時に、生命・身体を保護するという行政の役割に鑑み、作成作業の途中である、

作成の同意が得られない等の事情によって個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、何らかの配慮が必要となる。そのため、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者への配慮規定を設けることとした。配慮の具体的な内容としては、市町村が、避難行動要支援者名簿において個別避難計画の作成の有無を分かるようにしておき、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、次のような仕組みを整えておくことが考えられる。

(令和3年通知第一Ⅱ1(3)④)

想定される配慮の例としては、名簿情報の外部提供に係る避難行動要支援者本人の同意又は条例に特別の定めが、

[ある場合]・平時から、市町村は、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿を提供

[ない場合]・平時においては、市町村は、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡し、避難支援等を準備

- ・災害時には、事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施

避難支援等を行うための必要な配慮を行うことは、個別避難計画の作成が未済である避難行動要支援者全体に適用することが適当である。

(7) 福祉避難所への直接の避難

福祉避難所への直接の避難について、熊本市での「福祉子ども避難所」制度のように実施されている例もあることから、このような事例を参考に、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入れ者の調整等を行い、避難が必要となった際に、災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所等への直接の避難を促進していくことが適当である。詳細については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））を参照のこと。

移動により心身の状態の悪化を招く、特別な設備が必要であるなど、福祉避難所等に直接の避難が必要な場合、個別避難計画作成の過程において、事前に避難先との調整を行い、具体的な手順等を定めておくことが適当である。

今後、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先ごとに、受け入れる避難者の人数や状況等を把握することが可能となる場合には、避難先における事前の準備を進めること。

なお、受入れを想定していない避難者により、福祉避難所としての対応に支障が生ずる懸念があることなどから、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘があるため、指定福祉避難所を指定するときに、受入対象者を特定して公示することによって受入対象者とその家族のみ避難する施設であることを明確化できる制度を創設したことから、本制度も活用し、避難行動要支援者の避難先の確保を進めること。(災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年5月10日付内閣府令第30号))

(参考)「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月(令和3年5月改定)内閣府(防災担当)2.2.3指定福祉避難所の指定及び公示)」からの抜粋

- 市町村は、指定福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び指定福祉避難所の基準等を踏まえ、指定福祉避難所として指定する施設を選定し指定する。
- 市町村は、指定福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとした。(令和3年施行規則改正)
- 福祉避難所が指定避難所として公示されると、受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見を踏まえ、市町村は、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定の際に公示することができることとしたものである。
- 指定福祉避難所の指定に当たっては、その受入対象者について当該指定福祉避難所の施設管理者等と調整すること。
- 令和3年施行規則改正の施行時(令和3年5月20日)において、施行令第20条の6第1号から第5号に該当する福祉避難所については、受入対象者を当該福祉避難所の施設管理者と調整の上、特定し速やかに公示されたい。
- 指定福祉避難所の受入対象者を変更した場合は、適切に周知する観点から改めて公示すること。

(8) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新すること。(令和3年通知第一Ⅱ1(2)①ウ))

更新の考え方（契機、更新が必要となる事情の変更、更新の周期など）に関しては、名簿と同様に地域防災計画において定めることが適当である。（令和3年通知第一Ⅱ1（2）①ウ）

市町村や避難支援等関係者等の負担も考えつつ、地域における作成状況・取組の進捗状況を踏まえ、適時適切に更新がなされるようにすることが重要である。

適時適切に更新がなされるようにするために、各市町村の実情を踏まえて更新の考え方を地域防災計画等で示している具体例としては、

- ・更新の契機
 - 本人、家族の申し出（意向、申出、届出）
 - 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓などを通じ更新の必要性を確認
 - 自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけ
- ・更新が必要となる事情の変更
 - 避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）
 - 災害時の情報伝達（緊急連絡先、情報伝達手段等）
 - 避難誘導等（避難支援等実施者、避難先、移動手段等）
- ・更新の周期-本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
 - 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う
 - 年1回（年1回以上、年1回程度、毎年などのバリエーションあり）

また、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意すること。

(9) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

災対策

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第49条の15

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

民生委員等の地域の避難支援者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高める準備をしておくことを可能とすることを主たる目的としたものである。(令和3年通知第一Ⅱ1(3)②)

個別避難計画の情報について、災害の発生に備え、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、地域の社会福祉協議会や医師会、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、自主防災組織、自治会、避難先の施設管理者等の避難支援等関係者に対して、事前の提供を促進する必要がある。

本項に基づく個別避難計画情報の事前提供は、名簿と同様に、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から個別避難計画情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別の定めがある場合は、平常時から提供に際し、本人及び避難支援等実施者の同意を要しないこととしているので、市町村の実情に応じ、このような対応も積極的に検討すること。

個別避難計画情報の提供については、心身の機能の障害や移動の際の持出品、移動時に必要な合理的配慮の内容等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあることから、平常時から行うものについては、事前に避難行動要支援者等の同意を得ることを必要としている。避難支援等実施者についても自らの氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先が他者に知られることになるため、事前に同意を得ることを必要としている。

この際、「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、個別避難計画情報の外部提供を行うこととして差し支えない。

災対法

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に個別避難計画情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から個別避難計画情報を保有していない者に対しても個別避難計画情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、市町村は、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている（災対法 49 条の 16）。

<市町村が講ずる措置例>

- ・個別避難計画には避難行動要支援者名簿と同様に避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう依頼すること
- ・受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・個別避難計画情報の取扱状況の報告を求めること
- ・平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用后に個別避難計画情報の廃棄・返却等を求めることの取扱いを説明すること
- ・個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

(10) 原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点

原子力災害対応の特性を踏まえ、原子力災害に係る個別避難計画の作成・活用方針等に関して、地域防災計画等に必要な定めを行い、優先度や段取り、様式に記載すべき事項等を検討した上で、原子力災害に係る個別避難計画の作成等に取り組むことが必要である。

なお、原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められるが、個人情報の取り扱い等に留意しつつ、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考えられる。

また、原子力災害と一般災害に係る個別避難計画等の取組を連携させることが、当該取組の推進を加速する場合には、以下に示す各事項に留意して連携を図ることが望ましい。

- ・各市町村内に「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」が設置される場合に、一般防災担当のみならず原子力防災担当も参画する等、関係担当者間における密接な情報共有・検討体制を整備すること
- ・原子力災害と一般災害に係る避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する情報の取得や、避難行動要支援者及び避難支援等実施者からの同意取得等の作業を両部局において一体的に行うこと

（特記事項への原子力災害に係る追記事項例）

- ・避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所を記載。）
- ・原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分
- ・施設敷地緊急事態要避難者の該当可否（PAZ に限る。）
- ・避難に当たっての一次集合場所（自家用車以外で避難する場合に限る。）
- ・放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所（PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者の場合に限る。）

（11）その他の留意事項

個別避難計画の作成や情報提供に当たっては、次の事項にも留意する必要がある。

- ① 避難支援者が不在の場合を想定して複数の避難支援者を選定するとともに、複数の避難支援パターンを考慮しておくこと。
- ② 作成に当たっては、避難行動要支援者本人やその家族に参加を求めること。
- ③ 作成後は、避難行動要支援者やその家族が同意した範囲の避難支援等関係者等に配布するとともに、避難行動要支援者にも同じものを配布すること。
- ④ 個別避難計画携帯用カード「あんしんカード」（第3編資料10）を作成し、外出時においても周囲の者から支援を受けられるよう、避難行動要支援者本人が携帯することを呼びかけること。
- ⑤ 地域における避難所や危険区域の場所を把握し、避難行動要支援者とともに自宅から避難所までの避難経路を確認しておくこと。
- ⑥ 名簿情報と同様に、個別避難計画情報の提供を受けた者その他の個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者に対して守秘義務を課しているため、個別避難計画情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図ること。

4 避難行動要支援者自らの日頃の備え

東日本大震災のように、大規模災害が発生した場合には、消防機関、警察、行政等が機能しない事態や、避難支援等関係者が被災したことにより避難支援が行えない事態も想定されるため、避難行動要支援者は自らが助かろうとする意思を持ち、日頃から避難路の確認や支援者への連絡に取り組むことが重要である。したがって、個別避難計画が作成されたからといって、自らの備えを怠ってはならないことを避難行動要支援者に理解してもらうことが必要である。

避難行動要支援者が自らの身を守るためには、災害への心構えと事前準備が必要であり、市町村は、広報誌の配布や回覧版の回付、個別訪問などにより、次のことを避難行動要支援者に呼びかける。

- ① 市町村や社会福祉協議会等が実施する防災訓練や研修会に積極的に参加するよう呼びかける。
- ② 地域における避難所（福祉避難所を含む）や危険区域の場所を把握し、避難支援者とともに、自宅から避難所までの避難経路を確認しておく。
- ③ 市町村がどのような物資を備蓄しているのか把握し、その上で、常備薬や食物アレルギーのある者専用の食料、授乳・育児用品など、災害時に携行することができるよう、自己備蓄を心がける。
- ④ 家具を固定するとともに、高所に重い物を置かないなど、災害が起きても被災しないよう心がける。
- ⑤ 民生委員・児童委員や地域住民との情報交換や日頃の関わりを通して、自身の状況をよく理解してもらうよう心がけ、災害に係る最新の情報を入手するよう努める。
- ⑥ 個別避難計画携帯用カード「あんしんカード」や障害者手帳などを常に携行し、外出時においても自らの障害や状態を周囲の者に知らせることができるようにする。あんしんカードは多言語での対応も検討する。

5 要配慮者の特徴と必要とされる支援

要配慮者の特徴や必要とされる支援は、高齢者や障害者など、その区分によって大きく異なるとともに、同じ区分や種別に属していても、一人ひとり大きく異なるものである。参考に、下表のとおり、要配慮者の区分や種別に応じた一般的な特徴と必要とされる支援を記載したが、各市町村が個別避難計画を作成するに当たっては、要配慮者やその家族、福祉関係団体等の協力を得ながら、災害時に実効性のあるものとされたい。

区分・種別	一般的な特徴	必要とされる支援
高齢者 要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚・聴覚による認識が難しい場合がある。 ○家族と同居であっても、日中は高齢者のみの世帯となっている場合もある。 ○体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動出来る者も多い。 ○災害情報の覚知が遅れる場合がある。 ○一人暮らし高齢者の場合は、地域との繋がりが薄い場合がある。 ○寝たきり高齢者の場合、自力での行動は困難。 ○認知症高齢者の場合、自分の状況を伝えることや自分で判断し、行動することが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時は、まず声をかけて、不安を取り除く。その後、必要な支援を聴取する。 ○日頃から服用している薬があるかどうか確認し、携帯する。 ○車いすや担架等の移動用具と援助者が必要な場合があるため、事前に把握する。 ○紙おむつ、ポータブルトイレ、車いす用トイレの確保。 ○衝立を立てるなどプライバシーに配慮し、おむつ交換できる工夫が必要。 ○一人暮らし高齢者の場合は、迅速な情報伝達と安否確認が必要。 ○寝たきり高齢者や認知症高齢者の場合は、避難支援者による避難誘導が必要。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による情報伝達が困難。 ○外見からは、障害のあることが分からない場合がある。 ○被害状況等を把握しないまま人のあとについて避難する場合があります、危険である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚による認識が必要となるので、正面から口を大きく動かして話す。 ○文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。 ○避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかける。 ○手話通訳ができる者を確保する。

視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多く、被害状況を知ることが困難。 ○災害時には、居住地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な支援の内容を聴取する。 ○避難誘導をする際は、歩行速度に気をつけながら、要支援者の安全に配慮する。 ○市町村からの広報、その他生活に関する必要な情報があるときは、家族や避難支援者が読み上げる。その際、朗読ボランティアの活用も有効。 ○トイレや電話など避難所内における案内をする。 ○盲導犬を伴っている人に対しては、方向等を説明し、直接盲導犬を引いたりすることは控える。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害と聴覚障害の2つの障害を併せ持っており、障害の状況により必要なコミュニケーション方法に違いがあることから、確認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手書き文字、触手話、指字等の支援を行う盲ろう者向け通訳兼介助者等の協力を得ることが望ましい。
内部障害者 傷病者 難病患者 透析患者	<ul style="list-style-type: none"> ○外見からは、障害があることが分からない場合がある。 ○自力歩行やすばやい動作が困難な場合がある。 ○トイレに不自由する者もいる。 ○継続的な服薬や医療的ケアを必要とする方がいる。 ○医療機器を常時使用している方がいる。 ○急激な環境変化に順応しにくい。 ○携帯電話の影響が懸念されている者もいる。 ○タバコの煙が苦しい者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との連携体制、移送手段の確保が必要（医療機関の支援） ○車いすや担架等の移動用具と援助者が必要な場合があるため、事前に把握する。 ○避難所では衝立を立てるなどプライバシーに配慮し、ケアのできるスペースを確保する。 ○食事制限者用の食料の確保も必要。 ○薬やケア用品、電源の確保が必要。 ○医療機器の電源は優先的に使用できるよう配慮が必要。 ○継続的な薬物療法や酸素療法、血液人工透析、腹膜還流透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○人工透析患者は、継続的に透析医療を

		<p>受けることができるよう、受診の有無の確認や通院手段の確保などの支援が必要。</p> <p>○人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限されている。</p> <p>○人工肛門、人工ぼうこう保有者は、ストーマ用具やオストメイト専用トイレの確保が必要。</p> <p>○人工呼吸器使用の場合、自家発電機を用意とともに、医療機器・用品の予備物品や代替用品を準備する。</p>
肢体不自由者	<p>○自力歩行が困難な場合がある。</p> <p>○車いす等の補助器具等を使用している場合がある。</p> <p>○すばやい動作が困難な場合が多い。</p> <p>○体温調整が困難な者、言語障害や感覚系の障害を伴う者もいる。</p>	<p>○家具の転倒防止など、住居の安全を確保する。</p> <p>○車いすや担架等の移動用具と援助者が必要な場合があるため、事前に把握する。</p> <p>○車いす用トイレの確保。</p> <p>○介助犬と一緒に生活できるよう配慮する。</p>
知的障害者	<p>○外見からは、障害があることが分からない場合がある。</p> <p>○一人では、状況の理解や判断が困難。</p> <p>○環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。</p> <p>○複雑な話の理解や自分の気持ちを表現することが苦手な場合がある。</p>	<p>○伝えたいことを具体的にはっきりと伝える。</p> <p>○日頃から服用している薬があるかどうか確認し、携帯する。</p> <p>○一人でいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。</p> <p>○精神的に不安定にならないように、心のケアが必要。</p> <p>○常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導する。</p>
精神障害者	<p>○外見からは、障害があることが分からない場合がある。</p> <p>○病気のことを知られたくない者もいる。</p> <p>○精神的動揺が激しくなることによ</p>	<p>○気持ちを落ち着かせることが必要。</p> <p>○曖昧な表現は混乱させる元になるので、伝えたいことは具体的にはっきりと伝える。</p> <p>○手順の説明は、一度にではなく段階的</p>

	<p>り、訴えが多くなる者がいる一方、まったく訴えられなくなる者もいる。</p>	<p>に伝えるなど配慮が必要な場合もある。</p> <p>○日頃から服用している薬があるかどうか確認し、携帯する。</p> <p>○集団生活に順応しにくいので、避難所での生活に配慮が必要な場合がある。</p>
発達障害者	<p>○危険な状況の把握が困難。</p> <p>○話しかけても返事がなかったり、言われたことの意味が分からない場合がある。</p> <p>○体に触られることを嫌う場合がある。</p> <p>○変化に対する不安や抵抗を示すことが多い。</p> <p>○読み書きや、聞くことが苦手な場合がある。</p>	<p>○やさしい言葉でゆっくりと話しかける。</p> <p>○伝わらない時は、文字、絵、身振りを使って説明する。</p> <p>○パニックを起こしたときは、収まるまで待つ。力づくで抑えるようなことは控える。</p> <p>○服用薬が必要な場合がある。</p> <p>○避難所においては、家族単位でパーテーションにより仕切るなどの配慮が必要。</p>
乳幼児	<p>○自力での状況把握が困難であり、全面的に大人の支援が必要。</p> <p>○年齢が低いほど養護が必要。</p> <p>○以下のような症状が出現することがある。</p> <p>■乳児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱、下痢、食欲低下、ほ乳力の低下、夜泣き、寝付きが悪い、音に敏感になる、表情が乏しくなるなどいつもの様子と異なる。 <p>■幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん返り、食欲低下、落ち着きがない、無気力、爪かみ、夜尿、自傷行為、泣くなどいつもの様子と異なることが続く。 	<p>○感染症にかかりやすいため、うがい、手洗いなどの予防的配慮が必要。</p> <p>○小児科医との連携が必要。</p> <p>○保護者による適切な誘導が必要。</p> <p>○保護者が被災している場合は、顔見知りの近隣住民や避難支援者による避難誘導を行う。</p> <p>○乳幼児世帯等には個室を割り当てる。</p> <p>○粉ミルクや哺乳瓶などの授乳用品や、紙おむつやおしりふきなどの育児用品、乳幼児に配慮した離乳食・食料を用意する。</p> <p>○遊び場を設けるなど、ストレスを和らげる工夫が必要。</p>
妊産婦	<p>○災害時に避難行動が遅くなる傾向がある。</p>	<p>○家族や避難支援者による避難誘導が必要な場合がある。</p>

	<p>○外見からは妊娠していることがわからない場合がある。</p> <p>○いつお産の徴候（破水や陣痛等）が起こるかわからないため、注意が必要。</p> <p>○産前は、つわりや切迫流産、妊娠時合併症、転倒、産後は、産後うつや乳腺炎等のリスクがある。</p>	<p>○避難所においては、授乳室やおむつ交換場所、妊産婦・母子専用のスペースや個室を設置する必要がある。</p> <p>○妊婦の場合は、分娩予定日、健診・分娩予定医療機関、体調等を確認する。</p> <p>○医師や助産師との連携が必要。</p> <p>○妊婦健康診査や緊急時のための診療体制が必要。</p> <p>○日頃から服用している薬があるかどうか確認し、携帯する。</p>
外国人	<p>○日本語を十分理解できない場合がある。</p> <p>○地震を経験したことがないなど、日本の災害事情や災害時の対応に関する知識が不足している場合がある。</p>	<p>○外国人においては、言語や生活習慣等、様々な問題を抱えており、特別な支援が必要となってくる。下記の取組を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する効果的な普及啓発の取組（外国人参加の防災訓練の実施、外国人児童生徒・留学生向けの防災教室等の開催、災害マニュアル等の多言語化と配布方法の見直し） ・平常時からの日本人住民と外国人住民の効果的な交流促進（外国人コミュニティ等の情報収集や地域における住民交流の促進） ・平常時からの外国人支援に向けた情報伝達体制の整備（やさしい日本語を含む災害情報の多言語化、外国人観光客等への情報伝達支援）
アレルギー疾患患者	<p>○申し出が無いとアレルギー疾患があることが分かりにくい。</p> <p>○発作が出ると、生命に関わる可能性がある。</p> <p>○環境の悪化や災害のストレスにより症状が悪化しやすくなる。</p>	<p>○アレルギー疾患がある方は申し出をしてもらう。</p> <p>○食物アレルギーの方には、サインプレートや災害用ビブスを身に付けてもらう。</p> <p>○食物アレルギー患者がアドレナリン自己注射薬（エピペン）を持参してい</p>

		<p>ない場合を想定し、避難所に確保をしておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー対応食品の備蓄をし、必要な人に間違いなく配布できるような対応が必要。 ○炊き出しの時は、調理食材を掲示するなど、食物アレルギー患者への配慮が必要。 ○アトピー性皮膚炎患者がシャワーや入浴ができるよう配慮する。 ○アトピー性皮膚炎患者が体を拭いたり、塗り薬を塗るスペースを確保するなど、プライバシーの確保が必要。 ○症状が悪化しないよう、ホコリやペット、たばこの煙などに配慮した居場所を提供する。 ○ぜんそく患者が吸入器などの電源を必要とする際には、優先的に電源を確保する
<p>性的マイノリティ</p>	<p>○差別や偏見を恐れて、周りに打ち明けられない当事者が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○男女別に分かれている物資の配布は、本人の希望に基づき、必要な物を受け取れるよう配慮する。 ○男女別のトイレのほか、誰もが使えるユニバーサルトイレを設置するなど配慮する。 ○更衣室や入浴施設は、ひとりずつ使える時間帯を設けるなど工夫する。

第6章 情報伝達体制の整備

1 情報伝達体制を整備する際の留意事項

市町村は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して迅速かつ正確な災害情報を伝達するために、主に次のことに留意する必要がある。

- ① 情報伝達責任者の指定、不在時に備えた複数の伝達手段の確保など、確実に情報が伝達されるようにする。
- ② 地震、風水害、原子力災害などに応じた「高齢者等避難」及び「避難指示」等の発令の判断基準を明確にするとともに、事前に、広く地域住民に周知を図る。
- ③ あらかじめ、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達・避難救助パターンを作成し、避難行動要支援者や避難支援等関係者等が事前に了知しておくよう呼びかける。

【情報伝達ルート例】

- 市町村情報伝達責任者⇒地区民生委員協議会会長⇒地区民生委員⇒避難支援等関係者や避難行動要支援者
 - 市町村情報伝達責任者⇒自治会長⇒自治会役員⇒避難支援等関係者や避難行動要支援者
- ④ 情報伝達に係る定期的な訓練や研修を実施し、災害時に関係者間のネットワークが有効に機能するような措置を講じる。

2 情報伝達手段の整備

避難行動要支援者には、「自らに危険が差し迫っていることを察知できない、あるいは困難な人」や「情報を受け取ることができない、あるいは困難な人」が含まれているため、市町村においては、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、避難行動要支援者の特徴に配慮した情報伝達手段を確保しておくほか、災害情報を理解できるよう、わかりやすい言葉で伝えるように配慮しておく必要がある。

特に、視覚障害者や聴覚障害者は、情報の伝達手段が制限されるため、障害の種別や程度に応じた機器を活用するよう勧める。

○ 視覚障害者

- ・ 災害時には、視覚障害者の平常時の認知地図（頭の中に作りあげている地図）が使えなくなることがあるため、家族や避難支援者にもメール等による伝達を行って迅速な避難を促す。
- ・ メール読み上げ機能付き携帯電話を利用したメール一斉送信が有効となる。
- ・ 他には、点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器なども有効である。

○ 聴覚障害者

- ・ メールやFAX一斉送信等の文字による情報伝達が有効となる。
- ・ 本人に直接伝える場合においては、正面から口を大きく動かして会話する方法や、携帯電話機や紙に文字を表示して伝えるなどの方法をとることもできる。
- ・ 他には、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、簡易筆談器、電光文字表示器、プラカード、津波フラッグによる情報伝達などが有効である。

○ 肢体不自由者

- ・ フリーハンド用機器を備えた携帯電話が有効となる。

○ その他

以下の多様な手段を活用する。

- ・ メーリングリスト等による送信
- ・ 字幕放送、解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）、手話放送、やさしい日本語や多言語による情報提供
- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

災対法

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

第7章 福祉避難所における支援

東日本大震災においては、一般の避難所に要配慮者が避難したものの、設備が整っていないため、自宅へ帰らざるを得なかった例があり、福祉避難所の必要性が改めて認識された。

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市町村は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

「指定避難所」は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として、市町村長が指定することとされている。（災対法第49条の7関係）

「指定避難所」は、以下の全ての条件を満たす必要がある。（災対法施行令第20条の6）

- ・ 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ・ 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- ・ 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- ・ 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

「指定避難所」のうち、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させるものについては、上記のほかに

- ・ 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・ 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・ 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

が必要とされている。

この要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所が「福祉避難所」である。

1 福祉避難所の指定（協定の締結）

福祉避難所を指定する場合の留意事項として、平成25年8月に国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（以下「避難所取組指針」という。）」において、次のとおり示されている。

① 福祉避難所の指定

ア 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図られ、バリアフリー化された施設を指定することが適切であること。また、生活相談職員等の確保という観点から老人福祉センター、障害福祉施設及び特別支援学校等の施設（以下、「社会福祉施設等」という。）を活用することが適切であること。

イ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を上記アのとおり、整備しておくことが適切であること。そのため、発災時に施設等の一部を福祉避難所として利用することについて、あらかじめ当該施設等を有する事業者と協定を結ぶことが望ましいこと。

② 福祉避難所の量的確保

ア 障害等の特性に配慮し、福祉避難所が必要数確保されることが適切であること。

イ 都道府県の施設であっても、直ちに指定対象から除外して考えるのではなく、都道府県と適切に連携すること。

ウ あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応すること。

エ 妊産婦や乳幼児は心身のケアに関する相談のみならず、緊急時の医療活動が必要な場合もあることから、助産所や助産師を育成する機関と協定を結ぶなどより、避難先を確保することが望ましい。

なお、福祉避難所の指定においては、障害毎にケアの方法が異なることを考慮し、専門的な人材や設備が確保されていることが望ましい。併せて、福祉避難所と医療機関との連携体制について検討しておく必要がある。

また、福祉避難所の指定を促進するため障害者の福祉・医療等の関係者、障害者自身やその家族を構成員とする市町村自立支援協議会で災害時の対策を含めた障害者の支援について検討することも有効である。

福祉避難所指定の手順

国の避難所取組指針を踏まえ、次の手順により福祉避難所の指定（協定）を進めること。

- ① 福祉避難所の指定や整備数を検討するための基礎資料として、市町村における要配慮者数を把握し、福祉避難所として利用可能な施設を洗い出す。



- ② 社会福祉協議会や福祉関係団体等の協力を得て、社会福祉施設等と受入れが可能な対象者や人数など要配慮者の受入れについて、事前に協定を締結しておく。



- ③ 民間の社会福祉施設との協定の締結においては、福祉避難所として適当な施設があるかどうか調査し、対象となる施設向けに説明会を開き、個別に訪問し、協力を得る事項について十分に説明し、理解を得る。



- ④ 協定の締結に際しては、要配慮者の分布状況に合わせて地域の民間社会福祉施設等に具体的な受入れ必要者数を示し打診する。



- ⑤ 政令で定める基準に適合する施設を「指定避難所」の福祉避難所として指定した場合は、都道府県知事に通知するとともに、公示する。

【福祉避難所の例】

- 指定避難所（学校、公民館等）
- 社会福祉施設、介護保険施設（公的または民間の施設）
- 宿泊施設（旅館、ホテル等）、ゴルフ場

【福祉避難所の指定要件例】

- 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・ 耐震・耐火構造の建築物であること。
 - ・ 土砂災害危険箇所区域外であること。
 - ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則としてバリアフリー化していること。
 - ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置を図ることを前提とすること。

2 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を平常時から整備し、必要な物資・機材を確保しておく必要がある。

【施設整備の例】

- ・ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置
- ・ 通風や換気の確保
- ・ 冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファックス、パソコン、電光掲示板等）の整備

【物資・器材の例】

- ・ 介護用品、衛生用品、哺乳瓶
- ・ 飲料水、粥、離乳食、粉ミルク、その他要配慮者に配慮した食料
- ・ 毛布、紙おむつ、下着、衣類、老眼鏡、電池、マット、畳
- ・ 医薬品
- ・ 洋式簡易トイレ、ベッド、担架、パーテーション
- ・ 車いす、歩行器、補聴器、収尿器、ストーマ用装具
- ・ 酸素ボンベ（酸素吸引器・吸入器）
- ・ 小型発電機、スコップ、バール

【保健・福祉サービスの提供例】

- ・ 介護福祉士、ホームヘルパー、保健師、心理カウンセラー、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア、傾聴ボランティア等の人材確保
- ・ 民生委員やボランティアによる巡回
- ・ 要配慮者用の相談窓口の設置
- ・ 様々な情報伝達手段を用いた情報提供
- ・ PTSD やうつ病に対応するための精神保健対策
（心の相談窓口の設置、心のケアチームの派遣など）
- ・ シルバーリハビリ体操やレクリエーション活動を通したリハビリテーションやリフレッシュ
- ・ 避難所生活をしている高齢者同士や子ども同士が互いに癒しあう仲間作りができるようボランティアが中心となって、グループ活動を支援する。
- ・ 要配慮者の女性と男性のニーズの違いに配慮し、同性による介助・介護を行う。

3 福祉避難所の周知

市町村は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援等関係者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

また、新たに転入した要配慮者に対しては、窓口でパンフレットを配布するなどして、福祉避難所の周知を図る。同時に、福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨についてあらかじめ周知徹底しておく必要がある。

パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、点字、音声、イラストを用い、文字を大きくするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫を図る。

さらに、研修会や講習会を開催する場合は福祉避難所を会場とし、防災訓練を実施する場合は福祉避難所に行ってみるなど、日頃から、地域住民が福祉避難所と接する機会を設けるようにする。

また、「茨城県域統合型GIS」に、指定避難所や福祉避難所の情報を盛り込み、関係者がいつでも閲覧できるようにしておくことが有効である。

4 食料や生活用品等の備蓄

県は、茨城県地震被害想定の内容や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、3日間を目標として、食料品や生活用品等の備蓄物資を調達している。

現物による備蓄は、飲料水や食料品と生活必需品等を県内数箇所に分散して保管している。

また、流通在庫備蓄として、複数の業者と協定を締結し、災害時には速やかに物資の供給を要請できる体制を整備している。

市町村が、り災状況を想定し3日間分の備蓄物資を調達することを目標とする。備蓄物資の例は、「2 福祉避難所の整備」で記載したとおりだが、備蓄物資の調達にあたって、留意すべき事項は次のとおりである。

- ① 食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保などに留意すること。
- ② 食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮すること。
- ③ 粉ミルクや哺乳瓶などの授乳用品や、乳幼児に配慮した離乳食や食料を用意する。

第8章 防災意識の普及啓発及び訓練

1 防災意識の普及啓発

市町村は、避難行動要支援者自らが防災対策を施せるよう、市町村の広報誌、パンフレットの配布や回覧板の回付等、様々な方法により防災意識の普及啓発を図る必要がある。

その際は、点字や音訳テープによる広報を行うほか、イラストや多言語等を用いたり、易しい言葉を使用し、漢字にはルビをふる、など、わかりやすい内容とする。

また、次の事項を参考にしながら、講習会や研修会等において、避難行動要支援者、避難支援等関係者、双方の防災意識の向上に努める。

(1) 避難行動要支援者が置かれている立場の理解

市町村は、地域住民や自主防災組織などの避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者が置かれている立場や避難支援時の注意事項等についての講習会や研修会を実施する。

その際は、自ら障害を持っている者を講師に招いて講習会を行ったり、社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等に参加してもらうなど、より理解促進が図られる方法を検討すること。

(2) 避難行動要支援者本人に対する防災知識の周知

避難行動要支援者が置かれている立場に応じ、平常時や災害時に留意すべき事項等についての講習会を実施する、平常時から避難経路等を確認しておくなど、防災に関する正しい知識の周知を図る。

また、市町村や社会福祉協議会等が実施する防災訓練や研修会に積極的に参加するよう呼びかける。

2 防災訓練の実施

市町村は、庁内における情報伝達訓練や、避難行動要支援者や避難支援等関係者が参加する防災訓練の実施など、実践的な防災訓練を実施する。

■ 防災訓練の例

- ① 市町村や自主防災組織等が実施する防災研修会等において、避難行動要支援者マップやハザードマップの作成を行い、これを基に図上訓練を実施する。
- ② 図上訓練においては、地図を参加者が囲み、災害時に各自が果たすべき役割や対応について、イメージトレーニングするものが一般的である。
- ③ 災害が発生した想定のもと、市町村から避難行動要支援者や避難支援等関係者への情報伝達訓練を実施する。（電話等による緊急連絡訓練）
- ④ 市町村や自主防災組織等が実施する防災訓練に、避難行動要支援者や避難支援等関係者の参加を呼びかけ、実際に安否確認や避難支援を行う。

3 外出時等に備えた「あんしんカード」の作成等

災害時に、避難行動要支援者に対する支援を適切に行うためには、避難行動要支援者が置かれている状況を避難所で受付や相談に当たる者など周囲の者が、的確に把握することが重要である。

しかしながら、災害時は、避難行動要支援者が、自らの状況を口頭で周囲の者に伝えることが困難になることが想定されることから、個別避難計画の内容に基づき作成した「あんしんカード」を携帯していれば、避難所で受付や相談にあたる者は、そのカードを見ることにより、必要な支援の内容を把握することができる。

また、避難行動要支援者が在宅している際は、避難支援等関係者による避難支援が受けられるが、外出している際は、避難支援等関係者がいなくても、「あんしんカード」を携帯することにより、自らの状況を周囲の者に伝えることができるようになる。

市町村は、個別避難計画を作成する際に、「あんしんカード」を作成・配布するとともに、地域住民に対して、「あんしんカード」を周知することが望ましい。また、あんしんカードについて多言語での対応も検討すること。

第2編 災害発生時の対応

第1章 災害情報の伝達と安否確認

1 災害情報の収集と伝達

市町村は、風水害時においては雨量や河川水位等について、地震発生時においては県内の震度や被害状況等について、原子力災害に当たっては放射能漏れの有無等について、国、県や原子力事業所と連携して情報の収集をするとともに、テレビやラジオによる報道情報を注視する。

予警報等により風水害等の災害発生が予見される場合には、「避難指示」に先立ち、「高齢者等避難」を発令する。

市町村の避難行動要支援者支援担当部署等は、直接または避難支援等関係者等を通して、「高齢者等避難」を避難行動要支援者に伝達する。

放射能漏れが確認された場合については、速やかに避難するべきか、自宅に待機するべきか等を国、県と連携して、上記と同様に、避難行動要支援者に情報の伝達を行う。

2 安否確認と避難支援

災害発生時は、安否確認が何より重要であり、取り残された避難行動要支援者を発見し、救出するためには、迅速な対応が求められる。

災害が大きいものであるほど、行政等が自ら安否確認等を行うことが困難になるため、避難行動要支援者の安否確認等は避難支援等関係者が主体となるものであることを平常時から周知することが重要である。

なお、安否確認、避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保が大前提となる。

安否確認等を行う際の留意事項は次のとおりである。

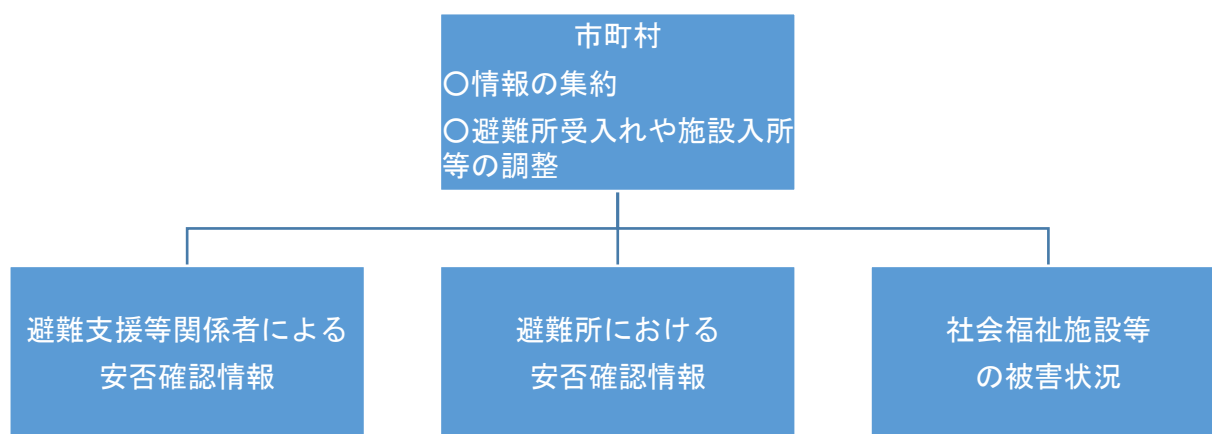
(1) 安否確認

- ① 避難支援等関係者が現地において安否確認を行うことはもちろんのこと、市町村は避難所においても本人確認を行うなど、複数の確認行為による情報の集約を図り、避難行動要支援者の確認漏れがないようにする。
- ② 避難所の担当者は、避難してきた地域住民等から、避難行動要支援者の避難の状況

や家屋倒壊等により救助が困難な要配慮者が取り残されていないかなどの情報を収集する。

- ③ ①及び②による対応によっても、なお避難行動要支援者の安否が確認できない場合は、消防や警察等に安否不明者の救助を要請する。
- ④ 人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入している患者等、緊急の対応を必要とする避難行動要支援者の安否確認は、医療機関や保健所などとも協力して速やかに行う。
- ⑤ 社会福祉施設等における被害の状況についても把握し、一時入所等の受入れが可能かどうか確認する。
- ⑥ 避難行動要支援者の家族から、避難行動要支援者の安否について照会があった場合、本人の同意がなくても安否情報を提供することはできるとされているので、避難行動要支援者の安否を伝え、避難行動要支援者本人やその家族の安心に繋がるよう配慮する。
- ⑦ 避難行動要支援者が自ら避難して来た場合や他の安全なところに避難できた場合も、避難所のスタッフを通じるなど避難支援等関係者に連絡し、避難済みであることを報告する。
- ⑧ 安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおく。

■ 安否確認情報の把握イメージ



(2) 避難支援

- ① 一人の避難行動要支援者に対し複数の避難支援者が選定されていたり、一人が複数の避難行動要支援者の避難支援者に選定されていたりすることもあるため、避難支援者同士で連絡を取り合い、誰が避難支援を行うのか速やかに決定する。
- ② 避難が必要な際は、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両、市町村所有バス等）で、あらかじめ定めておいた場所（避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ避難行動要支援者を誘導・搬送する。
- ③ 災害発生直後、行政機関等による支援体制が整うまでの間は、地域住民による活動が中心となることから、自主防災組織や自治会による支援体制を活用して避難支援を行うことになる。
- ④ あらかじめ同意が得られていないなどの理由で個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、名簿を活用して、迅速に避難支援、安否確認を行う。

【**災対法**】

（名簿情報の利用及び提供）

第 49 条の 11

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。（個別避難計画情報の利用及び提供）

第 49 条の 15

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、この限りでない。

※災害発生時における避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の外部提供

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報や個別避難計画情報を提供できる。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報や個別避難計画情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報や個別避難計画情報を提供することが適切かを判断するよう留意する必要がある（国通知IV5(3)③イ）

（不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先）

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報や個別避難計画情報を提供することができる。（国通知IV5(3)③ア）

（不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止）

発災時には、避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報や個別避難計画情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、先に述べた市町村が講ずる措置例のほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められる。

(3) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者は、名簿や個別避難計画情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行うこととなるが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市町村は、個別避難計画の作成に当たっては、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮することが必要である。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性があることを理解してもらう必要がある。

検討例) 避難支援時間のルールづくり等 (発災時間●分までが活動時間 等)

災対法

(災害応急対策及びその実施責任)

第 50 条

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

第2章 避難所における活動

災害時には、自宅に被害を受けた人等、帰宅が困難な者は、あらかじめ指定された避難所に避難して共同生活を送ることになる。避難所での生活は、環境の急激な変化となるため、避難所の運営に当たっては、要配慮者に対する特別な配慮が必要である。

避難所の運営においては、市町村が中心となり、自主防災組織や福祉関係者など避難支援等関係者の協力を得ながら、各避難所に要配慮者支援班を設けることが望ましい。

災害時には、避難所に配備する要配慮者支援班が中心となって、相談窓口等を設置し、要配慮者からの相談対応やニーズ把握に努め、支援物資や必要な保健・福祉サービスの提供体制を整備する。

避難所に到着した際に、避難行動要支援者の個別避難計画情報が、避難支援等実施者と避難先等の施設管理者等の間で、引継が確実に行われるよう、その方法等について、あらかじめ個別避難計画に記入しておくことも考えられる。

その際、服用薬、通所先、通院先、担当ケアマネジャー、担当医などの情報が個別避難計画に記載等されている場合は、避難生活の支援に有用と考えられる。

1 要配慮者に配慮した避難所の設置

指定避難所や福祉避難所の他に、必要に応じて身近なところにある公民館や社会福祉施設等を要配慮者の避難所にするなど、臨機応変な配慮が必要である。

福祉避難所には、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、健常の被災者を受け入れないようにすること。ただし、要配慮者の家族や要配慮者の介護等の支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えないこと。

避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

その他、福祉避難所の整備に関して留意すべき事項は次のとおり。

- ① 要配慮者に配慮し、出入り口などの段差解消、広い通路の確保、洋式トイレの設置、座位が困難な者への安定した椅子の確保、畳やマットを敷く、感染症予防のための消毒薬配置などの配慮が必要である。

- ② 要配慮者に対しては、一般の避難者と居住空間を区別するなどの工夫が必要。例えば、車いす使用者や視覚障害者は狭いところでは動きがとりづらいことが想定され、また、知的・精神障害者（発達障害者を含む）は集団生活になじめない場合があるので、専用の小部屋を設けるなどの対応が必要である。
- ③ 補装具の装着などができるようパーテーション等で区切った小部屋を用意する。
- ④ おむつ交換場所、授乳室を設置する。乳幼児世帯・妊産婦等には、個室や専用スペースを割り当てる。
- ⑤ ある程度落ち着いた段階で、シルバーリハビリ体操やレクリエーション活動を通したリハビリテーションやリフレッシュについても実施することを検討する。

※市町村における避難所運営に関しては、平成 26 年 3 月に県において「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」を策定しているので、併せて参考とされたい。

2 要配慮者に配慮した物資の供給

- ① 食料については、要配慮者に配慮した柔らかい食事や温かい食事などを用意するとともに、飲料水は十分確保する。
- ② 必要な方へは、授乳用品（ミルク、哺乳瓶、調乳用の水、消毒用品）、乳幼児用品（おむつ、おしりふき）、離乳食を支給する。
- ③ アレルギーの有無を調査し、食事等については、医師や栄養士等の意見を聞きながらきめ細やかに対処する。
- ④ 避難所においては、公平な分配が求められることから、供給を調整する担当者を置くよう努める。
- ⑤ 要配慮者に物資の供給を行う際には、供給場所や時間を別に設けるなど混乱を招かないようにする。また、供給場所で長時間の順番待ちをせざるを得ないことが明らか場合は、番号札等を作成して配布し呼び出す等、順番待ちの負担を軽減するよう努める。
- ⑥ ストーマ用装具や介護用品などは、市町村も要配慮者もあらかじめ備蓄しておくことが望ましいが、避難所におけるニーズ把握の結果、不足するようであれば、事

前に締結した流通備蓄在庫協定に基づき、協定業者から速やかに調達し、必要性の高い者から優先的に支給する。

- ⑦ 冬季や夏季は、気温に配慮した器具等を確保する。

■寒さ対策

暖房器具 灯油ヒータ、ストーブ、寝袋、毛布、防寒具、カイロ等

■暑さ対策

冷房器具 クーラー、扇風機、氷、タオル等

3 生命に関わる持病等を有した要配慮者への対応

- ① 人工透析は、慢性腎不全患者に対して、定期的、かつ、継続的な実施が不可欠であることから、災害発生後、避難行動要支援者名簿から人工透析患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者の受入れ体制を確保する。
- ② 難病の治療等には、人工呼吸器等の特殊な医療機器や特定の医薬品が不可欠である。そのため、災害発生後、避難行動要支援者名簿から難病を抱えている避難行動要支援者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、医薬品や難病患者の受入れ体制の確保など、難病治療が滞ることがないように体制を整備する。

4 災害関連死等の防止

阪神・淡路大震災では高齢化を反映し、災害関連死の存在が明らかになり、新潟県中越地震では、車中死が問題となったが、東日本大震災においても、災害関連死が報告されている。

このような災害関連死は、過酷な避難生活で特にストレスを受けやすい要配慮者に多い傾向があるため、避難所においては、特に要配慮者に対する配慮が必要になる。

- ① 車中で寝泊りすることの背景には、「満員で避難所に入れない」、「人といると眠れない」といった理由に加え、孤立があることから、被災者同士やボランティアによる声かけを行なうなど、被災者の孤立感を取り除くことが重要である。
- ② 車で生活することや避難所で長時間同じ体勢で過ごすことは、エコノミークラス症候群等につながる恐れがあることから、危険性や予防方法等の周知を行い、水分の補給や軽い運動を促すようにする。

- ③ 避難所で何もしないことが、その後の寝たきり等につながる可能性もあることから、体を動かせる要配慮者自身は、避難所の運営に参加させるようにする。
- ④ 被災者のストレスを緩和させるため、ある程度落ち着いた段階で、娯楽の提供等についても検討する。

5 情報やサービスの提供

避難所に配備する要配慮者支援班が中心となって、要配慮者用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応やニーズ把握に努め、必要な情報や保健・福祉サービスの提供体制を整備する。

- ① 災害直後は、情報が不足しがちであり、必要以上の不安や混乱を与えるので、テレビやラジオからの情報のほか、地域情報など迅速な情報提供に努める。
- ② 高齢者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮し、掲示版や回覧など紙による情報提供、音声による情報提供を心がけ、要配慮者が情報から取り残されないように配慮する。
- ③ 保健・福祉サービスに係る早期のニーズ把握に努め、適切なサービスを提供するため、介護福祉士、ホームヘルパー、手話通訳者、保健師、助産師など人材の確保を図る。
- ④ 大規模な災害においては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心配があるため、精神保健福祉センターの職員や保健師や心理カウンセラーと連携した心のケアを実施する。
- ⑤ 避難所における生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等と連携して、一時入所等の措置を行う。
- ⑥ 社会福祉協議会に、ボランティアの派遣を要請し、要配慮者支援班の援助を依頼する。

6 応急仮設住宅への入居

避難所生活では、要配慮者の負担が非常に大きなものと考えられるので、応急仮設住宅が用意された場合は、要配慮者を優先して入所できるよう配慮する必要がある。

応急仮設住宅については、福祉避難所と同様に、トイレの洋式化や段差の解消等、要配慮者に配慮した設備とする。

また、入居者に対しては、ボランティアを活用した生活物資の供給や巡回訪問など、避難所と連携して、必要な保健・福祉サービスの提供に努め、要配慮者が孤立しないよう努める。

7 在宅避難及び広域一時滞在（広域避難）への対応

避難所運営に関連する事項として、国の「避難所取組指針」においては、在宅避難及び広域一時滞在（広域避難）について、次のように示しており、それぞれ適切な対応を図る必要がある。

在宅避難

- (1) 避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切であること。
- (2) そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点として機能を有するものとして、避難所を設置することが適切であること。
- (3) 在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じること。
- (4) 災対法第 90 条の 3 に基づき作成する被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましいこと。
- (5) 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮すること。

広域一時滞在（広域避難）

- (1) 当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合に、災対法第 86 条の 8 等に基づき、当該被災住民の受入れについて、受入先として考えられる市町村の市町村長等に協議すること。
- (2) 協議を受けた市町村長等は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、避難所を提供することが適切であること。
- (3) 広域災害時には、被災者の避難先は広く他の都道府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることのないよう、災対法第 90 条の 3 に基づき作成する被災者台帳の活用などにより、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット（E メール、ホームページの開設）等による情報提供を行うこと。
- (4) 広域的に避難した被災者が、受入先の地方公共団体においても、継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮すること。
- (5) 被災地方公共団体が所在を把握できる広域避難者に対しては、地方公共団体で連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮すること。

第3編 資料編

- 資料1 避難行動要支援者対策に係る国の通知経緯について
- 資料2 災害救助に必要な物資の調達に関する協定(例)
- 資料3 福祉避難所の設置運営に関する協定(例)
- 資料4 災害時における助産師による支援活動に関する協定(例)
- 資料5 誓約書(例)
- 資料6 避難行動要支援者名簿様式(例)
- 資料7 同意を得るための様式(例)
- 資料8 個別避難計画様式(例)
- 資料9 個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式(例)
- 資料10 あんしんカード様式(例)
- 資料11 近年の災害救助法適用災害等

避難行動要支援者対策に係る国の通知経緯について

平成 17 年 3 月 31 日

内閣府政策統括官・総務省消防庁次長通知

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援について」

- 平成 16 年 7 月梅雨前線豪雨による被害を踏まえ、平成 16 年 7 月 2 日の関係省庁局長会議において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の策定に速やかに着手することとされた。
- 今回の通知において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示され、国、都道府県、市町村等が避難対策を進めていくこととされた。
- 防災関係部局と福祉関係部局の連携、名簿情報の収集方式（同意方式、手上げ方式、関係機関共有方式）、要援護者一人ひとりの避難支援プランの策定などについて整備することとされた。

平成 17 年 9 月 13 日

消防庁国民保護・防災部防災課長通知

「台風等の災害に対する避難体制の整備などについて」

- 災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）の整備に早急に取り組むことが改めて通知された。

平成 18 年 3 月 28 日

厚労省社会・援護局総務課長等 4 課長連名通知

「災害時要援護者の避難支援ガイドラインの改訂について」

- 「関係機関共有方式の積極活用」、「福祉関係部局と防災関係部局の連携」が強調された。

平成 18 年 3 月 28 日

内閣府政策統括官、総務省消防庁次長、厚労省社会・援護局長通知

「災害時要援護者の避難対策について」

- 災害時要援護者の避難対策に関する検討会の結果が報告され、次のことについて取り組むべきこととされた。
 - ・ 避難所における要援護者用窓口の設置
 - ・ 福祉避難所の設置及び活用
 - ・ 災害時における福祉サービスの継続
 - ・ 保健師、看護師等の広域的な応援
 - ・ 要援護者避難支援連絡会議等を通じた緊密な連携
 - ・ 要援護者情報の積極的な収集及び共有

など

平成 19 年 4 月 18 日

内閣府政策統括官、総務省消防庁防災課長、厚労省社会援護局、総務課長通知

「災害時要援護者対策の進め方について」

○要援護者対策を進めるにあたってのポイントと先進的取組事例が紹介された。

平成 19 年 8 月 10 日

厚労省社会・援護局総務課長等 6 課長連名通知

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」

○新潟県中越沖地震において、要援護者に対する情報の共有が不十分だったことから安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行なえなかったとの指摘を踏まえ、民生委員・児童委員との情報の共有、平常時からの見守り活動・相談支援等の重要性が強調された。

平成 19 年 8 月 10 日

厚労省社会・援護局長通知

「市町村地域福祉計画の策定について」

○要援護者対策について市町村地域福祉計画に盛り込むべき具体的な内容が示された。

平成 19 年 12 月 18 日

内閣府政策統括官、総務省防災課長、厚労省社会援護局総務課長、国交省河川局防災課長通知

「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」

○政府がとりまとめた「自然災害の犠牲者ゼロを目指すために早急に取り組むべき施策」において、災害時要援護者対策が位置づけられたので、要援護者対策の重要性を改めて理解すること。

○市町村は、平成 21 年度までを目途に「避難支援プランの全体計画」を策定することとされた。

平成 20 年 2 月 19 日

内閣府政策統括官、総務省防災課長、厚労省社会援護局総務課長、国交省河川局防災課長通知

『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』

○「避難支援プランの全体計画」のモデル計画が示された。

平成 25 年 8 月 19 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長通知

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針について」

○災対法の改正により、災害発生時の避難に特に支援を要する方々の名簿の作成を市町村長に義務づけられたことを受け、避難行動要支援者の避難行動支援のため、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面改定し、取組指針が示された。

平成 25 年 8 月

内閣府（防災担当）

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

○ 災対法の改正により、避難所における生活環境の整備や避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮が規定されたことを受け、市町村等には避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められるが、その取組にあたっての参考となるよう策定された。

平成 28 年 4 月 18 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）

『「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定及び避難所関連ガイドラインの作成について』

○ 平成 25 年 8 月策定の取組指針を改定するとともに、取組指針のもとで市区町村が取り組むべき事項についてより具体的に示す「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が作成された。

令和 3 年 5 月 10 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）防庁国民保護・防災部防災課長通知

「災害対策基本法等の一部改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」

○ 災対法の一部改正により、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を目的に、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うことと示されるとともに、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化し、避難の実効性を確保することが示された。

令和 3 年 5 月 20 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）消防庁国民保護・防災部防災課長通知

『「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」の改定について』

○ 災対法等の改正により、個別避難計画の策定を市町村に努力義務化されたことを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」が改定された。

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）消防庁国民保護・防災部防災課長通知

『「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定について』

○ 「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）（令和 2 年 12 月）や災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）の改正内容を踏まえて、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定された。

令和 3 年 6 月 25 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（企画・国際担当）参事官（地域防災担当）通知

「原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について」

○ 災対法等の改正により、個別避難計画の策定を市町村に努力義務化されたことを受け、原子

力災害についても適用されるため、個別避難計画の作成等に取り組むこと。個別避難計画の作成に当たっては、一般防災部局及び原子力防災部局の連携することが望ましいことが示された。

令和3年7月6日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課通知

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について」

○介護支援専門員協会及び相談支援専門員協会に対し、介護支援専門員及び相談支援専門員が市町村と連携の上、個別避難計画の作成業務に参画することへの特段の配慮等について求めた。

令和3年12月14日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 厚生労働省健康局難病対策課通知

「難病患者等に関する避難支援等体制の整備について」

○市町村において、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体等と連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成や情報共有の仕組みの構築などに取り組むことなどが示された。

令和4年5月24日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長通知

『「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について』

○想定される避難者数を勘案した指定避難所の指定に取り組むとともに、指定及び公示がなされていない指定福祉避難所において、速やかな指定・公示を検討することなどが示された。

令和4年6月28日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 消防庁 国民保護・防災部防災課長通知

「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」

○平常時から名簿情報を提供していない市町村において、本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となる条例の制定を検討し、避難支援等関係者への名簿情報の事前提供を進めることなどが示された。

○個別避難計画の作成に着手していない市町村において、計画を作成する際の優先度を検討し、令和4年度内に計画作成に着手するとともに、庁内や庁外との連携や福祉専門職の参画等により、実効性のある個別避難計画の作成を進めることなどが示された。

令和4年9月2日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長通知
『改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供に関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて』

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供について、個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合、改正個人情報保護法施行後は、外部提供を行うことができなくなるため、個別条例を制定し、災害対策基本法に基づき外部提供に際して本人同意を不要とする旨などを規定することなどの対応が必要となることが示された。

令和5年5月24日

内閣府政策統括官（防災担当）通知

「令和5年度における被災者支援の適切な実施について」

○災害発生時において、避難行動要支援者の避難支援等を行う場合、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、災害ケースマネジメントによる被災者の自立・生活再建が進むよう取り組むことなどが示された。

令和5年6月1日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長通知
『「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について』

○協定等により確保している福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものについては、指定福祉避難所として指定及び公示を検討するとともに、指定福祉避難所の受入対象者の特定、公示を検討することが示された。

令和5年6月30日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長通知
「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」

○災害の発生に備え、平常時から避難支援等関係者への名簿情報の提供・活用を推進するとともに、個別避難計画の早期着手に加えて、実効性のある計画策定を進めるために、県による伴走支援の重要性が示された。

令和5年11月2日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長通知
「避難行動要支援者の避難確保に向けた個別避難計画の策定について」

○個別避難計画の早期着手にあたり、県においては、策定の取組が進められていることを確認し、必要に応じて助言等を行うことが示され、個別避難計画作成モデル事業や手引き等の活用が紹介された。

災害救助に必要な物資の調達に関する協定（例）

〇〇市（町・村）（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 市（町・村）内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 市（町・村）外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、物資の調達のあつせんを要請されたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

（物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙及び乙の取引先が保有する物資で、別表に掲げる物とする。

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 4 条 乙は、第 1 条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ当該職員（被災市町村等の職員を含む。）を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第 6 条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。

（代金の支払）

第 7 条 甲は、引き取った物資の代金を、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(物資の保有数量の報告)

第8条 乙は、毎年決算日現在の物資の保有数量を別紙様式の「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかからのこの協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

〇〇市(町・村)長 〇〇 〇〇 印

乙 住所

〇〇株式会社 代表〇〇 〇〇 印

(別紙様式)

年 月 日

〇〇市(町・村)長 殿

所在地
名称
代表者名印

物資保有数量報告書

年 月 日付で締結した災害救助に必要な物資の調達に関する協定第8条の規定により、
年 月 日現在の物資の保有数量について、下記のとおり報告致します。

記

分類	商品名	規格	保有数量	備考

福祉避難所の設置運営に関する協定（例）

〇〇市（町・村）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に関する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行なったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行なうよう指示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第6条 甲は、〇〇地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所での管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定による生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保にしてはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかの異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
〇〇市(町・村)長 〇〇 〇〇 印

乙 住所
〇〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇 印

(別記様式 第2条関係)

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に
要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費 (夜勤、宿直等に要する費用を含む)	
○日勤 (日給・時間給)	_____ 円/ (日・時間)
○夜勤 (日給・時間給)	_____ 円/ (日・時間)
○宿直	_____ 円/ (回)
(2) 要配慮者等に要する経費	
○朝食	_____ 円/ (食)
○昼食	_____ 円/ (食)
○夕食	_____ 円/ (食)
○間食	_____ 円/ (食)
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用	
○実費相当額	_____ 円

※ 必要に応じて明細を添付すること。

〇〇市 (町・村) 長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地 _____
名 称 _____
代表者職氏名 _____

資料 4

災害時における助産師による支援活動に関する協定（例）

〇〇市(以下「甲」という。)と一般社団法人茨城県助産師会(以下「乙」という。)とは、災害時における助産師による支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、〇〇市において地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、妊産婦・乳幼児等(以下「妊産婦等」という。)の支援活動を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

また、甲乙は、平常時から連携し、防災対策の推進を図る。

(協力の要請)

第2条 甲が、災害時に〇〇市災害対策本部を設置し、妊産婦等の支援活動の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

(妊産婦等への支援活動)

第3条 乙の災害時における妊産婦等の支援活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 避難所等を巡回し、妊産婦等に対する保健指導及び心身のケア等に関する相談
- (2) 避難所等において、医療機関の搬送が困難な妊産婦等に対する処置
- (3) 避難所等において、妊産婦等の医療機関の搬送の要否及び搬送順位の決定に係る助言・指導
- (4) その他甲が必要と認める活動

(要請の手続等)

第4条 第2条の要請は、要請書によるものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努める。

(助産師に対する指揮)

第5条 助産師による支援活動の調整を図るため、甲の要請により乙が派遣する助産師に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(費用弁償等)

第6条 本協定における助産師による支援活動は無報酬とする。ただし、第3条の規定による支援活動を行うにあたり必要な経費については、甲はその実費を乙の求めにより支払うものとする。

また、甲は、乙の会員が移動に必要となる燃料の確保に努める。

(報告及び請求)

第7条 乙は、従事した妊産婦等の支援活動終了後、速やかに報告書及び請求書等を甲に提出

するものとする。

(災害救助法との関係)

第8条 妊産婦等の支援活動を行った災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、当該指定の日から同法の定めるところによるものとする。

(災害補償)

第9条 乙が行った支援活動においてその従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

2 前項に定めるほか、当該死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった従事者が、労働者災害補償保険法の適用を受けることができない場合における災害補償については、市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和50年組合条例第25号)の定めるところによる。

(防災対策の推進)

第10条 乙は、平常時から甲との連携により、次の各号に掲げる事項について、乙の会員の防災対策の推進を図るものとする。

- (1) 備蓄の確保
- (2) 建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止
- (3) 防災知識の普及啓発
- (4) 地域の自主防災組織等との連携

(合同訓練)

第11条 甲が実施する合同訓練に対して乙は、甲の要請に基づき参加するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は 年 月 日から 年 月 日とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
〇〇市(町・村)長 〇〇 〇〇 印

乙 住所
〇〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇 印

誓 約 書

年 月 日

○ ○ ○ 長 殿

(避難行動要支援者名簿保管者)

住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印

私は、避難行動要支援者名簿の保管にあたって、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の漏洩や悪用等により避難行動要支援者の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱うことを誓約します。

同意を得るための様式例

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
福祉支援等が必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： <input type="checkbox"/> 手帳所持 障害名： 等級： <input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている <input type="checkbox"/> その他 (特記事項)		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者へ提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

年 月 日 氏 名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

個別避難計画 (様 式 例)

※地域の実情に応じて必要な場合は項目等を追加すること。

氏名 ※児童の場合は () で保護者の氏名を記入			
生年月日		年齢	
住所又は 居所			
性別	男 ・ 女	電話番号	
携帯番号		FAX 番号	
メールアドレス			
同居家族等			
避難場所	名 称		
	住 所		
緊急時の 連絡先①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先	電話 1 : メールアドレス : その他 :	電話 2 :
緊急時の 連絡先②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先	電話 1 : メールアドレス : その他 :	電話 2 :
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ		
	氏名 (団体名及び代表者)		
	住所		
	連絡先	電話 1 : メールアドレス : その他 :	電話 2 :
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ		
	氏名 (団体名及び代表者)		
	住所		
	連絡先	電話 1 : メールアドレス : その他 :	電話 2 :

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。

※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等することで足りるものとする。

【原子力災害時の場合における特記事項】

原子力災害対策 重点区域の区分 (PAZ 又は UPZ)	PAZ	・	UPZ
施設敷地緊急事態 要避難者の該当 可否 (※)	可	・	否
避難先市町村 避難所	市町村名		
	避難所		
	【試験研究炉等※2 で発災した場合】		
避難に当たっての 一次集合場所 (自家用車以外で 避難する場合に記 載)			
避難支援者			
放射線防護対策が 講じられた施設等 の名称及び住所 (※)	名所		
	住所		

- ・ (※1) PAZ の場合のみ記載する。
- ・ (※2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 JRR-3
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 再処理施設
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 常陽
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 HTTR
 三菱原子燃料株式会社 核燃料加工施設
 原子燃料工業株式会社 核燃料加工施設
- ・ 当該別紙については、一般災害の個別避難計画の特記事項として記載し、共有化することも考えられます。

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

年 月 日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します

署名 _____

あんしんカード（様式例）

(表面)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">あんしんカード</p> <p style="margin: 5px 0;">私は、災害が起きたときに、周りの方の援助が必要です。</p>			
氏名			
住所			
連絡先			
生年月日		血液型	

(裏面)

緊急時連絡先	氏名 (続柄)		
	住所	TEL	
かかりつけの病院	名前 TEL		
持病		アレルギー	
使用薬剤		禁忌薬剤	
備考			
<p style="margin: 0;">手帳や財布に入れるなどして、いつも持ち歩いてください。</p> <p style="margin: 0;">〇〇市〇〇課</p>			

※大きさや厚さは名刺程度とし、色は薄い黄色とする。

近年の災害救助法適用災害等（平成 23 年度以降）

1 平成 23 年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
7 月 28 日から の大雨	新潟県	7 月 29 日	(4 号) 12 市 3 町／新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、長岡市、見附市、上越市、阿賀野町
	福島県	7 月 29 日	(4 号) 1 市 7 町 1 村／喜多方市、只見町、檜枝岐村、会津町、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町
台風 12 号	三重県	9 月 2 日	(4 号) 1 市 2 町／熊野市、御浜町、紀宝町
	奈良県	9 月 2 日	(4 号) 1 市 2 町 7 村／五條市、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村
	和歌山県	9 月 2 日	(4 号) 2 市 3 町／田辺市、新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町
	岡山県	9 月 2 日	(4 号) 1 市／玉野市
	鳥取県	9 月 3 日	(4 号) 2 町／湯梨浜町、南部町
台風 15 号	青森県	9 月 21 日	(1 号) 1 町／南部町
	福島県	9 月 21 日	(1 号) 1 市／郡山市
鹿児島県奄美 地方における 豪雨	鹿児島県	9 月 25 日	(4 号) 1 町／龍郷町
鹿児島県奄美 地方における 大雨	鹿児島県	11 月 4 日	(1 号) 1 町／瀬戸内町
大雪	新潟県	1 月 14 日	(4 号) 2 市／上越市、妙高市
		1 月 28 日	(4 号) 4 市／長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市
		1 月 31 日	(4 号) 1 市／南魚沼市
		2 月 3 日	(4 号) 2 市 2 町／小千谷市、魚沼市、湯沢町、津南町
		2 月 4 日	(4 号) 1 町／阿賀町
	青森県	2 月 1 日	(4 号) 1 市 1 町／むつ市、横浜町
	長野県	2 月 1 日	(4 号) 1 市 1 町 3 村／小谷村、信濃町、栄村、飯山市、野沢温泉村
計（延べ数）	14 県		68 市町村

2 平成 24 年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
5 月 6 日の突風 等	茨城県	5 月 6 日	(4 号) 4 市／つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市
	栃木県	5 月 6 日	(4 号) 1 市 2 町／真岡市、茂木町、益子町
7 月 3 日からの 大雨	大分県	7 月 3 日	(4 号) 2 市／日田市、中津市
	福岡県	7 月 3 日	(4 号) 1 市／朝倉市

(次ページへ続く)

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
九州北部豪雨	大分県	7月12日	(4号) 1市／竹田市
	熊本県	7月12日	(4号) 2市1町2村／阿蘇市、熊本市、南阿蘇村、産山村、高森町
	福岡県	7月13日	(4号) 6市1町／久留米市、柳川市、八女市、筑後市、うきは市、みやま市、広川町
8月13日からの大雨	京都府	8月14日	(4号) 1市／宇治市
台風16号	鹿児島県	9月15日	(1号) 1町／与論町
11月27日の暴風雪	北海道	11月27日	(4号) 7市町／室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町
新潟県における大雪	新潟県	2月22日	(4号) 7市1町／長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町
		2月25日	(4号) 1市／妙高市
山形県における大雪	山形県	2月26日	(4号) 1市／尾花沢市
		2月28日	(4号) 1町／大石田町
計(延べ数)	12県		43市町村

3 平成25年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
融雪等に伴う地すべり	山形県	5月1日	(4号) 1村／戸沢村
7月22日からの大雨	山形県	7月22日	(4号) 2市2町／長井市、南陽市、大江町、白鷹町
7月28日からの大雨	山口県	7月28日	(4号) 2市1町／萩市、山口市、阿武町
	島根県	7月28日	(4号) 1町／津和野町
8月9日からの大雨	秋田県	8月9日	(4号) 3市／大館市、鹿角市、仙北市
	岩手県	8月9日	(4号) 1町／雫石町
8月23日からの大雨	島根県	8月23日	(1号) 1市／江津市
9月2日に発生した突風等	埼玉県	9月2日	(4号) 1市1町／越谷市、松伏町
台風18号	埼玉県	9月16日	(4号) 1市／熊谷市
	京都府	9月16日	(4号) 2市／福知山市、舞鶴市
台風24号	鹿児島県	10月7日	(1号) 1町／与論町
台風26号	東京都	10月16日	(4号) 1町／大島町
	千葉県	10月16日	(1号) 1市／茂原市
2月14日からの大雪	長野県	2月15日	(4号) 1市3町／茅野市、軽井沢町、御代田町、富士見町
		群馬県	2月15日
	群馬県	2月17日	(4号) 1市3町3村／藤岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、高山村、東吾妻町
		2月18日	(4号) 1市／沼田市

(次ページへ続く)

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
2月14日から の大雪（続き）	埼玉県	2月17日	(4号) 2市5町／秩父市、飯能市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、神川町
	山梨県	2月15日	(4号) 7市4町5村／甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
		2月18日	(4号) 2市1町／北杜市、甲州市、西桂町
		2月21日	(4号) 1市1村／南アルプス市、道志村
計（延べ数）	13県		63市町村

4 平成26年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
台風8号接近に 伴う大雨	長野県	7月9日	(4号) 1町／南木曾町
	山形県	7月9日	(1号) 1市／南陽市
台風12号	高知県	8月3日	(1号) 1町／いの町
台風11号	高知県	8月9日	(4号) 1市2町／高知市、大豊町、四万十町
	徳島県	8月9日	(4号) 1町／那賀町
8月15日から の大雨	京都府	8月17日	(4号) 1市／福知山市
	兵庫県	8月17日	(4号) 1市／丹波市
8月19日から の大雨	広島県	8月20日	(4号) 1市／広島市
御嶽山噴火に よる被害	長野県	9月27日	(4号) 1町1村／木曾町、王滝村
長野県神城断 層地震	長野県	11月22日	(4号) 3村／白馬村、小谷村、小川村
12月5日から の大雪	徳島県	12月8日	(4号) 1市2町／三好市、つるぎ町、東みよし町
計（延べ数）	11県		18市町村

5 平成27年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
口之永良部島 噴火	鹿児島県	5月29日	(4号) 1町／熊毛郡屋久島町
<u>平成27年9月 関東・東北豪雨</u>	<u>茨城県</u>	<u>9月9日</u>	<u>(4号) 2町8市／古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、境町</u>
	栃木県	9月9日	(4号) 2町6市／栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、壬生町、野木町
	宮城県	9月10日	(4号) 4町4市／仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、松島町、大和町、加美町、涌谷町
台風21号	沖縄県	9月28日	(4号) 1町／与那国町
計（延べ数）	5県		28市町村

6 平成 28 年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
平成 28 年熊本 県地震	熊本県	4 月 14 日	(4 号) 県内全 45 市町村
平成 28 年台風 第 10 号	北海道	8 月 30 日	(4 号) 20 市町村
	岩手県	8 月 30 日	(4 号) 12 市町村
平成 28 年鳥取 中部地震	鳥取県	10 月 21 日	(4 号) 4 市町／倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町
新潟県糸魚川 市における大 規模火災	新潟県	12 月 22 日	(4 号) 1 市／糸魚川市
計 (延べ数)	5 県		82 市町村

7 平成 29 年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
7 月 5 日からの 大雨	福岡県	7 月 5 日	(4 号) 3 市村／朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町
	大分県	7 月 5 日	(4 号) 2 市／日田市、中津市
7 月 22 日から の大雨	秋田県	7 月 22 日	(1 号) 1 市／大仙市
平成 29 年台風 第 18 号	佐賀県	9 月 17 日	(1 号) 2 市／佐伯市、津久見市
平成 29 年台風 第 21 号	三重県	10 月 22 日	(1 号) 2 市町／伊勢市、度会郡玉城町
	京都県	10 月 22 日	(1 号) 1 市／舞鶴市
	和歌山県	10 月 21 日	(1 号) 1 市／新宮市
平成 30 年 2 月 4 日からの大雪	福井県	2 月 6 日	(4 号) 8 市町／福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町
計 (延べ数)	8 県		20 市町村

8 平成 30 年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
平成 30 年大阪府 北部地震	大阪府	6 月 18 日	(4 号) 12 市 1 町／大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、森口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町
平成 30 年 7 月豪 雨	高知県	7 月 6 日	(4 号) 2 市 1 町／安芸市、香南市、長岡郡本山町、
		7 月 7 日	(4 号) 1 市／宿毛市
		7 月 8 日	(4 号) 1 市 1 村／土佐清水市、幡多郡三原村 (3 号) 1 町／幡多郡大月町
	鳥取県	7 月 6 日	(4 号) 1 市 9 町／鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯群伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
	広島県	7 月 5 日	(4 号) 11 市 4 町／広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

		7月5日	(2号) 2市／三次市、庄原市
	岡山県	7月5日	(4号) 12市4町1村／岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、苫田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町
		7月5日	(3号) 2市1町／津山市、美作市、和気郡和気町
		7月6日	(1号) 1町／小田郡矢掛町
	京都府	7月5日	(4号) 6市3町／福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
	兵庫県	7月5日	(4号) 4市2町／豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町
		7月6日	(4号) 3市2町／姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町
		7月7日	(4号) 2市2町／養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
	愛媛県	7月5日	(4号) 5市2町／今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
		7月5日	(2号) 1市／八幡浜市
	岐阜県	7月6日	(4号) 11市4町2村／高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡白川村、大野郡白川村
		7月8日	(4号) 2市2町／岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町
	福岡県	7月5日	(1号) 2市／飯塚市、久留米市
	島根県	7月6日	(1号) 2市／江津市、邑智郡川本町
	山口県	7月6日	(1号) 1市／岩国市
8月30日からの大雨	山形県	8月31日	(4号) 1市3町3村／新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村
平成30年北海道胆振東部地震	北海道	9月6日	(4号) 179市町村
計(延べ数)	14府県		312市町村

9 平成31年度(令和元年度)

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
8月前線に伴う大雨	佐賀県	8月28日	(4号) 10市10町
令和元年台風第15号の影響による停電	千葉県	9月9日	(4号) 25市15町1村
令和元年台風第15号	東京都	9月8日	(4号) 1町／島しょ大島町
令和元年台風第19号	全国14都県	10月12日	(4号) 390市町 ※本県の24市6町
計(延べ数)	17都県		452市町村

10 令和2年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
7月3日からの大雨	9県	7月28日	(4号) 98市町村
令和2年台風第14号	東京都	10月10日	(4号) 2村/島しょ三宅村、島しょ御蔵島村
12月16日からの大雪	新潟県	12月17日	(4号) 1市1町/南魚沼市、南魚沼郡湯沢町
令和3年1月7日からの大雪	秋田県	1月7日	(4号) 4市2町1村/横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
	新潟県	1月10日	(4号) 6市/長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市
	富山県	1月9日	(4号) 4市/砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市
	福井県	1月9日	(4号) 3市/福井市、あわら市、坂井市
		1月10日	(4号) 2市/大野市、勝山市
令和3年福島県沖地震	福島県	2月13日	(4号) 8市9町/福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町
令和3年新潟県糸魚川市地滑り	新潟県	3月4日	(4号) 1市/糸魚川市
計(延べ数)	17県		142市町村

11 令和3年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
島根県松江市における大規模火災	島根県	4月1日	(4号) 1市/松江市
7月1日からの大雨	静岡県	7月3日	(4号) 1市/熱海市
	鳥取県	7月7日	(4号) 2市/松江市、出雲市
		7月12日	(4号) 2市/安来市、雲南市
	鹿児島県	7月10日	(4号) 5市/出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町
台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨	青森県	8月10日	(4号) 1市1町1村/むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村
8月11日からの大雨	広島県	8月12日	(4号) 3市1町/広島市全区、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町
	島根県	8月12日	(4号) 1市/江津市
	島根県	8月13日	(4号) 2町/邑智郡川本町、邑智郡美郷町
	佐賀県	8月12日	(4号) 2市1町/武雄市、嬉野市、杵島郡大町町
	福岡県	8月12日	(4号) 3市/久留米市、八女市、みや

			ま市
	長崎県	8月12日	(4号) 2市／雲仙市、南島原市
	長野県	8月15日	(4号) 2市3町1村／岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町
令和3年長野県茅野市において発生した土石流	長野県	9月5日	(4号) 1市／茅野市
令和4年福島県沖を震源とする地震	2県(宮城県、福島県)	3月16日	(4号) 27市51町16村
計(延べ数)	12県		130市町村

12 令和4年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
令和4年7月14日からの大雨	宮城県	7月15日	(4号) 2市町／大崎市、宮城県松島町
令和4年8月3日からの大雨	山形県	8月3日	(4号) 10市町／米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町
	新潟県	8月3日	(4号) 3市／村上市、胎内市、岩船郡関川村
	石川県	8月4日	(4号) 7市町／金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町
	福井県	8月4日	(4号) 1市／南条郡南越前町
	富山県	8月9日	(4号) 4市8町2村／弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鱒ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町
令和4年台風第14号	9県	9月18日	(2条2号) 286市町村
令和4年台風第14号	宮崎県	9月23日	(1号) 2市／延岡市、都城市
令和4年台風第15号	静岡県	9月23日	(4号) 23市町
令和4年12月17日からの大雪	新潟県	12月19日	(4号) 3市／長岡市、柏崎市、小千谷市
	新潟県	12月20日	(4号) 1市／魚沼市
令和4年12月22日からの大雪	北海道	12月23日	(4号) 2市8町／北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町
	新潟県	12月22日	(4号) 1市／佐渡市
	新潟県	12月23日	(4号) 1市／村上市
令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ	山形県	12月31日	(4号) 1市／鶴岡市
令和5年1月24日からの大雪	鳥取県	1月25日	(4号) 1町／八頭郡智頭町
計(延べ数)	18県		366市町村

13 令和5年度

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
令和5年石川県能登地方を震源とする地震	石川県	5月5日	(4号)2市1町/輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	茨城県	6月2日	(4号)1市/取手市
	和歌山県		(4号)1市/海南市
	埼玉県		(4号)2市1町/草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町
	静岡県		(4号)1市/磐田市
令和5年6月29日からの大雨	山口県	6月30日	(4号)2市/山口市、美祢市
令和5年7月7日からの大雨	石川県	7月12日	(1号)1町/河北郡津幡町
	青森県	7月14日	(4号)1町/西津軽郡深浦町
	秋田県	7月14日	(4号)7市6町2村/秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村
	富山県	7月12日	(4号)4市/富山市、高岡市、小矢部市、南砺市
	島根県	7月8日	(4号)1町/出雲市
	佐賀県		(4号)3市/佐賀市、唐津市、伊万里市
	大分県		(4号)2市/中津市、日田市
	福岡県		(4号)6市3町1村/久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町
令和5年台風第6号の影響による停電	沖縄県	8月1日	(4号)10市9町15村/那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町
令和5年台風第7号に伴う災害	京都府	8月14日	(4号)3市/福知山市、舞鶴市、綾部市
	兵庫県	8月15日	(4号)1町/美方郡香美町
	鳥取県		(4号)1市2町/鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町
令和5年台風第13号に伴う災害	福島県	9月8日	(4号)2市/いわき市、南相馬市
	茨城県		(4号)3市/日立市、高萩市、北茨城市
	千葉県		(4号)4市4町/茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡陸沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町
令和6年能登半島地震	4県	1月1日	(4号)35市11町1村(新潟県、富山県、石川県、福井県)
令和6年1月23日からの大雪	岐阜県	1月24日	(4号)1町/不破郡関ヶ原町
計(延べ数)	21県		150市町村

(参考) 本県の災害救助法適用災害

年 月	災害の種類	適用市町村
昭和 52 年 9 月	台風 11 号	1 市／北茨城市
昭和 56 年 8 月	台風 15 号	1 市／龍ヶ崎市
昭和 61 年 8 月	台風 10 号	5 市 9 町／水戸市、下館市、勝田市、北茨城市、笠間市、小川町、太子町、八郷町、伊奈町、筑波町、明野町、真壁町、石下町、藤代町
平成 10 年 8 月	大雨	1 市／水戸市
平成 11 年 9 月	臨界事故	1 町 1 村／東海村、那珂町
平成 23 年 3 月	東日本大震災	28 市 7 町 2 村／古河市、結城市、守谷市、坂東市、八千代町、五霞町、境町以外の市町村
平成 24 年 5 月	突風	4 市／つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市
平成 27 年 9 月	豪雨	2 町 8 市／古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、境町
令和元年 10 月	台風 19 号	24 市 6 町／龍ヶ崎市、取手市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、行方市、小美玉市、東海村、美浦村、阿見町、河内町、五霞町、利根町以外の市町村
令和 5 年 6 月	台風第 2 号	1 市／取手市
令和 5 年 9 月	台風第 13 号	3 市／日立市、高萩市、北茨城市